

第 4 回 新市の事務所の位置等検討小委員会会議録

召集年月日	平成15年11月24日(月曜日) 午後7時00分~		
召集の場所	築館合同庁舎 第5会議室		
出席者	氏 名		職 名
	2番	佐藤平義	議会議長(若柳町)
	3番	千葉伍郎	議会議員(栗駒町)
	4番	太齋俊夫	議会議長(高清水町)
	5番	石川憲昭	" (一迫町)
	6番	佐々木幸一	" (瀬峰町)
	7番	大内朗	" (鶯沢町)
	8番	小岩誠二	" (金成町)
	9番	菅原佑	" (志波姫町)
	10番	中鉢泰一	" (花山村)
	11番	白鳥英敏	学識経験委員(築館町)
	12番	中嶋太一	" (若柳町)
	13番	高橋伸幸	" (栗駒町)
	14番	武田正道	" (高清水町)
	15番	山村喜久夫	" (一迫町)
	16番	津藤國男	" (瀬峰町)
	17番	伊藤竹志	" (鶯沢町)
	18番	飯田明	" (金成町)
	19番	千葉和恵	" (志波姫町)
	20番	佐藤利郎	" (花山村)
欠席者	1番	鈴木守	議会議長(築館町)

次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 案 件
 - 1) 新市の事務所の位置等の検討
 - 2) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

第4回 新市の事務所の位置等検討小委員会

1. 開 会 午後7時00分

千葉事務局次長 それでは、皆様、おばんでございます。

本日、欠席の報告、築館の鈴木委員長さんの方から欠席のご報告があります。鶯沢の伊藤委員さんがまだ見えてございませんけれども、定刻でございますので、ただ今から第4回新市の事務所の位置等検討小委員会を始めたいと思います。

2. 挨拶

千葉事務局次長 開会に当たりまして、副委員長の飯田委員さんからご挨拶を頂戴いたします。

飯田 明副委員長 皆さん、お晩でございます。

本当に皆さん、お忙しい中、お集まり頂きまして。

ええとですね、いよいよ新市の事務所の位置等検討小委員会の方も多分佳境に入ってきたと思います。事務局サイドからの要請でいろいろと提案がありまして、その部分について意見調整を行った上で、今日またこの場で、皆さんのお手元に資料とかあるかと思えますけれども、それで、本質的な部分で、この新市の位置等についてどのような、要するに方向性を示すかというふうな形になるかと思えます。

今日の進行は私の方ですのような形になっておりますけれども、私が今回心掛けてきたのは、皆さんの意見をお聞きした上でのマジョリティー形成にあると思っておりますので、その部分で、とにかくこれは一つの協定項目、重要な一つの協定項目であることには間違いありませんので、その部分で忌憚のない意見、そして、考え、そして、もう一つ私の方からひとつお願いをするとしたならば、少し大きな視野でもってこの庁舎の位置とかというものをやっぱり考えてみるべきではないかと思えます。

これから皆さんの意見を聞いた上で、いろいろな調整が図れるかもしれないし、あるいは一つの総意が得られるかもしれませんが、そのところ、皆さんの協調性、それから、見識ある意見を含めて出して頂きまして、一つの協議会の方にひとつ提案すべき事案でもありますので、これが我々小委員会の総意だというきちんとしたものが出せるような形にいろいろとお手伝い頂ければありがたいと思いますので、よろしくご協力の程お願いいたします。

以上です。

千葉事務局次長 ありがとうございます。

3. 案 件

千葉事務局次長 それでは、3の案件に入る訳でございますけれども、議事の進行を飯田副委員長さんの方をお願いしたいと思います。

なお、議事録に載せる関係上、ご発言の際には、町村名と氏名をお願いしたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

1) 新市事務所の位置検討

飯田 明副委員長 それでは、早速次第にのっとりまして、案件の方、入っていく訳ですけども、皆さん、お手元の資料ございますね。まず次第と、それから、事務局の方で用意して頂いた第4回の討議資料ということで、表紙と、あとA3の部分が今いつているかと思います。多分、この会場で初めて出された資料ではあるかと思うんですけども、書いてある内容とご自分が述べた意見等について問題がなければ、恐らくこれは原文のまま載せてあると思うんですけども、今回は、この意見集約について、対案の内容に沿って進めていきたいと思っておりますので、これは、私個人としては、一人一人の方からいろいろと意見を頂いていくのが適当かなと思っておりますのでございます。

それでは、順番に一つ一つ聞きたいと思っております。

まず1番目、「新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする」ということで、資料を見ますと、1、2、3、4……、過半数以上といいますか、そういうふうな決め方になりますと、かなりの方は「原案どおりでいいのではないか」というふうな形で頂いております。これを見て頂いた感じで、時間をかけてやります。今一人一人お聞きしていきたいと思っております。

それではですね、まず、白鳥英敏委員さんの方から、原案どおりということなんですけれども、この事務局案で基本的にはいいのではないかといいことよろしいですか。これに何か補足して言いたいこと、付け加える意見等がありましたならば頂戴したいと思います。

白鳥英敏委員 付け加える点というのは、特にはあれですけども、一番始めにも、ちょっと話が出ましたように、県の出先機関や国の機関等が、築館周辺にも法務局だとか税務署だとか多く事務所があるということも踏まえて、当分の間は、築館町の庁舎を利用していくのがいいのではないかといい案であります。

飯田 明副委員長 分かりました。

それでは、並びの順でいくと、佐藤平義委員さんなんですけれども、どうでしょうか。「当分の間」と、ちょっと少し変化球を投げていらっしゃるんですけども。

佐藤平義委員 その「当分の間」ということについては、何回も申し上げています。「5年を目途に」ということでありまして、それで、本庁舎方式の分庁舎ということで考えています。

飯田 明副委員長 年代的なことはちょっと入れた方がいいのではないかといいことですね。

佐藤平義委員 はい。

飯田 明副委員長 はい。

それでは、中嶋太一委員、よろしいでしょうか。

中嶋太一委員 はい。1番については、この原案どおりでよろしいと思っております。

「当分の間」というのも入っていることによって、何ていうんでしょうか、新庁舎建設までの期間とということがある程度でき上がったところでコンセンサスが取れるというので、入れておくべきだと思います。年数まで入れるかどうかというのは、またちょっと議論があるのかもしれませんが、やはりこれは、ある程度の期間、現在の築館庁舎の位置、ということよろしいかと思っております。

飯田 明副委員長 はい。

それでは、順番でいきますと、千葉伍郎委員ですがどうでしょうか。

千葉伍郎委員 私がこの特異のように見えますけれども、この、ここに書きました内容のとおりですね、例えば、「原案のとおりだ」という立場に仮に、その方にお聞きをしておきたいんですが、管理部門はいずれ1カ所にできるだけ集めるという場合に、築館町とした場合に、今の築館町役場には、120人とされている定員だそうですが、管理部門の組織問題がまだ全然議論されていない中で、築館町ということで決めた場合、この間お話がありましたように、総務、企画、あるいは部分的に現地に置いたにしても、相当数の数が管理部門と言われる部門がある訳ですが、この管理部門が最大限築館に入った場合に、今現在の築館の住民サービスの部分を一体どこにやる気なのか。こういう議論を全然しないままに築館町という考え方は、これまたいかがかなと。

そして、今の築館町の庁舎周辺というのは、住宅密集地でもありますし、そう簡単に駐車場や、あるいは増築、改築ができないという状況などを考えますと、ここに書きましたように、金成町というのは、ここにも書きましたように、インターに最も近い、あるいは新幹線の駅も築館から行くのと同じくらの時間で着くと。あるいは4号線の隣であると。ご案内のとおり、現地を見た方はお分かりだと思うんですが、駐車場のスペースの問題、あるいは役場庁舎に隣接をしております施設などの活用をいたしますと、十分管理部門が置けるのではないかと。あるいは、これは正確ではありませんが、いわゆるIT関係の機能を持ち合わせているということで、10カ町村のITシステムの本拠地を金成に置くんだというふう話なども漏れ伝わってくることを考えますと、新庁舎ができるまでの間はですね、私は金成が一番。築館町から考えても10分少々北側でありますから、そんなに4号線沿線上ということからしますと、そう不便を来さないのではないかなというふうに。それから、組織論が全然議論されておりませんので、「原案どおり」とした場合の、そのさっき言った、くどいようですが、築館の本来あるべき住民サービスの部分が、一体どこに行き住むサービスをするのかというのが全く私の今の段階では描き切れないという状況から、金成町という全く寝耳に水の人もあるかもしれませんが、そういう発想を述べ提起させて頂きました。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございます。

そうですね。総務、民生、事務関係なんかは、大体その本庁機能を置く場合って…。

そうしますと、ちょっと確認になるんですけども、2番目の方で「分庁方式」云々とありますけれども、そういったことも視野に入れてこの案を出されたということによろしいですか。

千葉伍郎委員 なぜそういう発想に立つかということ、とにかく新庁舎を当分建てない訳ですから、機能的に配置をする、総合支所方式ということで、現状のまま、現地のままにそのまま置くということになりますと、合併本来の人員の整理と言うんですか、そういうものが思うように進んでいかないのではないかと。したがって、できるだけ分庁方式といえますか、比較的庁舎の広いスペースを持っている築館、若柳、栗駒、ここに管理部門の一部も取り込んだ要員の配置というものを視野に入れて、そして、残りの町村については、総合支所方式ということで、従来の住民サービスを低下させない、機能を低下させないという考え方を基本に据えていくなれば、比較的建物が新しい、そして、ITシステム等々が先進的に取り入れてある金成町の場合が最適でないのかというような発想になりました。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございます。

ちょっと補足して質問させて頂きました。

それでは、引き続きまして、高橋、同じ栗駒町ですね、高橋伸幸委員の方からこの件について。

高橋伸幸委員 先ほど白鳥委員さんもおっしゃったように、合同庁舎であるとかそういう、今現状の機能を踏まえて考えれば、築館の役場でいいとは思うんですけども、僕の考えたのはですね、築館インターとくりこま高原駅というものも踏まえると、築館の今の役場でいいと思うんですが、若柳金成インターと「くりでん」というですね、高速鉄道とインター、在来線とインターというですね、観点で踏まえると、一回ですね、当分の間でもですね、北部のですね、いわゆる若柳金成インター周辺を開発するというか、その新たなまちづくりを行う上では、5年でも10年でも一回金成役場に市役所を置いて、あの北部のですね、北の玄関口周辺をですね、一つの小さいながらもですね、まちづくりをしていった方が、ゆくゆく、例えば、くりこま高原駅周辺に新しい市役所が移ったとしても、この広いですね、面積がある訳ですから、その二つぐらいですね、こう中核になるまちづくりをした方がいいんじゃないかと、そういう観点で金成の役場を当初役所として、市役所として置いてっていう発案というかですね、考え方をしてみました。

あの、どうしても築館とくりこま高原駅だけの開発ですと、今年、何か「くりでん」の予算とかも何とかかんとか保ったみたいですけども、何かそのもう一つ説得力があるものがないと、なかなかですね、「くりでん」の利用というものが今後やはりなくなっていく方向になっていくと思うんですけども、やはり高校生の朝晩の通学であるとか、また別な意味で、まちづくりの中で、宮城県は特に鉄道利用というのが非常に少ない土地柄ですので、私が生まれ育ったところはですね、車より鉄道で通勤したりするのが当たり前のところですから、これからの環境問題というのを考えるとですね、在来のですね、普通の一般鉄道を置いておくということは、ある意味まちづくりの中で魅力になる時が必ず来るのではないかというですね、考え方がありまして、どうしても捨てるものだと。それを育てる意味でもですね、ぜひ金成の役場に一回、5年でも10年でもいいですから市役所を置いてもらえればなというふうな思いはございます。

以上です。

副委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、順番でいくと太齋委員さん、お願いいたします。

太齋俊夫委員 私は、原案のとおりで良いのではないかなと思います。当然、合庁始め広域の事務所も築館にありますし、交通の利便性、高原駅、築館インター、この役割を考えますと、もう10カ町村を網羅した形の中での交通でありますし、当然築館で私は良いのではないかと思います。

そしてまた、今まで栗原郡の中心という形の中で郡民の方々にも親しまれてまいりましたし、違和感はないという感じで、私は築館を、原案のとおりというようなことで述べております。

副委員長 はい、分かりました。ありがとうございました。

それでは、武田委員、どうでしょうか。

武田正道委員 はい。今日の会議の進め方がちょっと今予想できませんでしたので、意見はまとめてきたんですけども、初めに、今日の小委員会に臨むに当たってですね、改めて合併協議会からの当小委員会に対しての付託事項を確認してきました。読んでみました。「新市の望ましい本庁舎の位置や庁舎の設置方法等について、新庁舎建設の必要性も含めて検討すること」、これが付託事項であ

ります。奇しくもこの三つに分けているのですけれども、1が、その「新市の望ましい本庁舎の位置」に値する。2が、「設置方法」に値する。3が、「新庁舎建設の必要性」に値する。奇しくもこのような結果になったと思います。

それで、1のことは、私は原案賛成です。賛成の理由としては、郡内の現状からして、新市発足時の事務所は、現在各町村に現存する施設を利用する以外の選択はなかなか考え難いと思われま。その現状を踏まえた上で、法令にも「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公社との関係等について、適当な考慮を払わなければならない」と謳われています。それから、二つ目、災害時の防災本部機能を確保できる耐震建築であること。この二つを同時に満たすところとして考えた場合、現在の築館町役場が最適だと考えます。

また、これまでの当委員会の議論の中でも、今日で何回目かですけれども、新市発足時にはですね、築館役場をやるということに対して、私の記憶では余り異論が出ていなかったということも考えまして、原案に賛成をいたします。

以上です。

飯田 明副委員長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、石川委員、どうでしょうか。

石川憲昭委員 私も、1番の件につきましては、原案のとおり賛成でございます。と申しますのは、やはり一迫の場合はですね、築館を通過して仙台に行くとか古川に行くとか。どうしても南の方を向いているような状況でございます。商業圏といいますが、買い物なんか古川とか仙台の方が多いような状況でございます。築館町の庁舎は新しい庁舎でもありますし、十分その機能を果たすんではないかなというふうに思っております。それで、1番の問題については、原案どおり賛成ということでございます。

2番目につきましては、これは、分庁舎方式でございますので、当然今までも何回も論議されてきたことでございますので、これについても異論はありません。

ただ、この分庁方式……（「2番目は」の声あり）

飯田 明副委員長 そうですね。2番目についてはそうですね。済みません、私もメモを取ってて。

石川憲昭委員 そういう訳で、原案のとおり賛成でございます。

飯田 明副委員長 まずは1番目の項目ということで、済みません。

それでは、引き続きまして、山村委員さん、お考えをお願いいたします。

山村喜久夫委員 位置だけ考えますと、原案どおり賛成です。その理由としては、10カ町村の役場所在地の半数以上が、7町村の役場が網羅されるという前の円のグラフで、あと、今出ている金成町役場ですと、5町村しか役場が含まれないという、その交通の利便性の問題も出てくると思います。また、あとですね、官公庁関係が築館に集中しているということも考えて、やはり1カ所で、役場というか新庁舎の問題だけで済まされないこともありますので、そういう集中しているところに事務所を設けるべきだと思います。

飯田 明副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、佐々木委員さん、どうでしょうか。

佐々木幸一委員 時間の関係上、簡単に申し上げます。

原案どおりでよろしいと思います。町民の皆さんにお話ししても、「築館町、うん、それだべね」という話でございます。

飯田 明副委員長 はい、簡潔にどうもありがとうございました。

それでは、次、津藤委員、どうでしょうか。

津藤國男委員 私も、提出しているとおりの原案のとおりで構わないんですが、築館町庁舎の延べ床面積あるいは敷地面積等々を10カ町村と比べてみてもですね、今の築館庁舎ははるかに大きい訳ですね。6,000平米あります。敷地面積も1万8,000平米ですか。先ほど一部出ました、これ金成町さんの延べ床面積は4,400ですから、3分の2ぐらいですね。したがって、私は、こういった形でこれから、5回程やって、これからの総合支所形態をですね、どの程度の形の本庁が必要なのかちょっと分かりませんが、今のところはまず差し支えないんじゃないかなと思うので、原案のとおりです。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございました。

続きまして、大内委員、よろしくをお願いします。

大内 朗委員 私も簡単に申し上げます。

やはり今までいろいろですね、各傍聴なり何なり全部提出しておりますし、築館町現在の位置で、鶯沢議会にも相談をしたんですけども、「支障はないだろう」ということを討議した。よって、原案のとおりでございます。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、伊藤委員ですね、伊藤委員。

伊藤竹志委員 私は、文言が問題で、「当面」は要らないということで意見述べたんですが、3番で直ちに議論すればいいということですので、「当分の間」なんて言葉は要らないと。3番のところ「直ちに」というふうに入れれば、文章的にはっきりするのではないかなということ、文言の問題であります。

飯田 明副委員長 原案には一応賛成ということですね。

伊藤竹志委員 そうですね。原案で、「当分の間」は取ってもいいということです。

飯田 明副委員長 分かりました。

それでは、小岩委員、お願いします。座ったままでいいですよ。

小岩誠二委員 声がちょっと大きいので、立って述べさせていただきます。金成でいいのではないかなという意見もあるようですが、私も実は「金成」と書きたいんですけど、理由もございまして、全体的に考えれば、原案どおり築館でいいのではないかな。というのは、総合支所方式をとればある程度分散なりますから、庁舎の大きい小さいはあるけれども、どこでも対応できるということも加味しまして、あとは、2番、3番にも関連しますけれども、1番については、原案どおりです。

飯田 明副委員長 ああ、そうですか。はい、分かりました。

それでは、菅原委員、ご意見をお願いします。

菅原 佑委員 原案のですね、「現在の築館町役場の位置とする」と。交通渋滞とか駐車場等かなり案件はあるんですが、今先ほど皆さんおっしゃるようないろんな面からやむを得ないだろうと。そのかわり、本物が決定するまでというような暫定的、「当分の間」。この「当分の間」は、やはり

ここに書いておいたんですが、合併特例債適用期間前半の5年以内なら5年以内と、そういう具体的な年数を入れた中での暫定的に築館町が位置するということだったら、どうなのかな、納得できるのかなということでございます。年数も入れると。「5年以内」とかなんとかというような年数で当分築館町と。

飯田 明副委員長 そちら辺の具体的な数字はきちんと入れた方がいいのではないかという意見ですね。

菅原 佑委員 そういう意見です。

飯田 明副委員長 はい。分かりました。

それでは、千葉委員、どうでしょうか。

千葉和恵委員 私も原案どおりでいいと思いますが、交通問題、やっぱり築館に全部集まっているので一番いいんじゃないかと思う反面、現在、まず全町の機能をどうするのかという、一応悩んでいたということもあるので、そのことも考えておく必要があるのかなということはありません。一応原案どおりということでお願いします。

飯田 明副委員長 はい、分かりました。

では、中鉢委員、どうでしょうか。

中鉢泰一委員 私も原案どおり賛成でございます。

ただですね、花山といたしましては、多少ですね、10キロ以上距離がありますので、その辺懸念しておりますけれども、花山の場合、生活圏は築館なんですよ。それから、高校通学とか、それから、交通アクセス、花山から見れば大変いいのではないかと思います。そしてまた、築館の場合にですね、官公庁もあるということで、要するに利用しやすいということで、私は原案どおりで。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、佐藤さん、どうでしょうか。

佐藤利郎委員 ええとですね、今花山の中鉢委員さんが言ったとおりがほとんどなんですけれども、私も原案どおり賛成ということでしたけれども、この「当分の間、新市の事務所を築館町役場に置く」と。先ほど誰かが言いましたけれども、事務所を置いた場合に、何人規模を置かなきゃいけないのか。例えば、始まった時点で、例えば、最初は何人ぐらいたよと。次に、例えば、何人ぐらいたよと、何年間はこれぐらいたよというふうに段階的にしていかなきゃいけないと思うんですけれども、どういう機械を入れて、どういう人数で設定していかなきゃいけないのかというのが私にはちょっと分かんないんですよ。だから、その辺があって、さっき千葉委員さんも話しましたように、いろんな機械関係のあれで金成町がいいという意見もあったんだと思いますけれども、築館町の役場で、例えば、少し、築館にするんだから、築館の役場の総合支所ということになりますけれども、そこでちょっとスペースを空けられるかどうかということがちょっと心配だったんですけれども、それがクリアされて、例えば、「当分の間」というふうな形ですんで、いずれ新庁舎を作るようにするのだと思うんですけれども、その間、築館でクリアできるのかどうかということだけ心配で、あとは、やはり先ほど中鉢委員さんが言ったように、私は築館の方が、栗原郡全体の10カ町村を考えた場合、やはり中心的だし、いいと思います。

はい、以上です。

飯田 明副委員長 そうしますと、私が最後ということになるんですけども、私も、この一番目の項目については、原案どおりでいいのではないかと思います。

ただ、これは、二つ目、三つ目の項目といろいろ関連してくるんですけども、今皆さんからの意見に対して、例えば、これからの時代のIT化の問題ですとか、それから、やっぱり環境的な面ですね。交通アクセスとかそういうような地域住民の利便性といったものはやっぱりなかなか無視できないものもあるし、あとは、地理的な要因が当然関係してきます。そしてあと、これからの新市の基本計画というのは、実を言うと、まだ確定したものではないんですね。今そういった部分はまちづくり検討委員会等でいろいろと話し合われて、それで、行政側の提案に対してそういう部分の肉付けをしていって、新市としての特色も出していかなきゃならない部分の作業もある訳ですけども、そういったものを確定しないでいて、そういう具体的なことをはたして決められるのかどうかというふうな部分もあるかと思いました。

ただし、一番最初の項目で考えるならば、基本的には、合併特例法の第何条かに...ありましたが、新市の位置については、ここできちんとある程度、協議会としての協定項目に定めなきゃいけないということであれば、基本的には、現在築館町の役場の位置で適当ではないかというふうに思っております。私の場合には、補足的には、例えば、こことした場合には、例えば、文化会館もありますし、あと、ふるさとセンターもありますので、そうしたものも、例えば、仮庁舎みたいな形で使って、「当分の間」という部分になりますけれども、そういった活用を図っていって、あとの二つ目、三つ目の項目もありますけれども、総合支所あるいは分庁、そういったもの、あるいは、新市において新たに庁舎を建てるかどうかという部分については、いろいろと検討が進められていく中で決めていけばいいのかというようなことで思っておりましたので、とりあえず原案を要するに支持するということにした次第です。

一連の皆さんの意見、今回お一人ずつお聞きした訳なんですけれども、どうでしょうか、大体原案どおりのような感じがしますけれども、今皆さんの意見聞いた中でちょっともう一つ付け加えたいという部分の意見等ございましたならば。じゃあ、菅原さん。

菅原 佑委員 さっき私申し上げましたとおりですね、「当分の間」という字句はね、余り具体性がないので、やはり5年なら5年を目安にするというのは...、ということは、築館町役場に当分、長く置くということとはできないですからね、やはりいろんな面での合併メリットなりそういうのが出てこない訳ですから、できれば早い方がいい訳ですので、その年数をですね、5年なら5年以内ということ、これは、何と申しますか、ある程度文書を添えて頂いた方が、これからやっていくについてはよるしいのかなと思います

副委員長 じゃあ、どうぞ。千葉委員。

千葉伍郎委員 今その建設の時期の明示の話が出ましたけども、これもまだ財政計画抜きにしてね、殊にこの特例債でね、本当にそんなにできんのかと。この間お話ししましたように、財政当局の話聞けば、500億のある特例債を500億使ってしまったらね、これはもう、合併してね、10年も経たないうちにパンクしてしまうよと。したがって、事務担当者の中では、できれば200億ぐらいで仕上げ、いろんな調整があったとしても250億ぐらいで止めて頂かないと、財政計画が立たなくなるんでないですかと、こういう話もある訳ですね。この200ないし250億のうち、60億なり70億を、あるいはその防災センターも20億するとなると、約、この庁舎の中で90

億、100億近いものを取っちゃうということになれば、じゃあ、10カ町村で残りの100億をぶんどり合戦したって、たかが10億ですよ。これで本当に.....

飯田 明副委員長 千葉委員、済みません。今の段階で、当分の間。それは多分3番目の項目になると思います。

千葉伍郎委員 いや、そこまで.....。ここで今決めちゃうという話が、大方という話ですからね、財政計画抜きにして5年後、10年後建てられるのかと。

飯田 明副委員長 ということですね。

千葉伍郎委員 だとすれば、やっぱりすっかり財政計画を出して頂いて、「いや、これだったらやれる」ということが出ればね、私は明示すること、やぶさかではないと思うんですよ。

飯田 明副委員長 では、明示する必要は今の段階ではないということですか。

千葉伍郎委員 明示する時期でない。できないんじゃないかと思っているんですよ。

飯田 明副委員長 はい、分かりました。済みません。じゃあ.....（「目途でいいだろうと」の声あり）はい伊藤委員。

伊藤竹志委員 今志波姫の委員さんの方からも出たんですけど、やはり年数を決めるという意見、この中も何人か出ておりますので、やはりある程度反映させるという意味で、私はね、「当分」という言葉が曖昧なんで、取ってしまえと思っているんですね。それで、3の項目の時に、「直ちに」と、新市に直ちに議論を始めると。「当分」というのは曖昧で、何だか2年だか3年だか5年だか分かんないもんですから、市になったら直ちにやれと。ここは「当分」という言葉を取って、曖昧さを取ってしまうという形にした方が、私も先ほど言ったんですが、いいと思います。

それから、あともう一つ、栗駒の委員さんの方から、お二人から出た金成なんですけど、これは私もそのとおりだと思っはいるんですけども、現実的には、郡民のやはり位置からすると、やっぱり築館が中心という意識が高いということはやはりこれは考慮しなければいけないんですが、ただ、これ以後ですね、いずれにしても分庁舎方式になるのは間違いのない訳ですから、その中で.....

飯田 明副委員長 それはちょっと.....

伊藤竹志委員 分庁舎方式って、市になった時は庁舎はまだない訳ですからね。どっちみち分ける訳ですから、その時にやはりその意見を考慮していくというふうな付記を付けてもいいんじゃないかと思ひます。

飯田 明副委員長 分かりました。（「だから、ちょっとね、申し訳ないけれども」の声あり）
簡潔にお願いします。

千葉伍郎委員 「現状の原案の方でいいんだ」という言い方をしますけれども、一体管理部門と言われる人達がね、何人最低ね、そのの、例えば、築館の本庁なら本庁の方に、最低、例えば、始まった年、3年置き、5年置きでもいいですが、どのぐらいの人が絶対、最小限度として必要な人数が幾らなのか。そこからはみ出した分はどうやってやるんだと。ただ場所だけね、決めてですね、手形だけ出してね、それでいいという中身じゃない訳ですね。

それから、朝晩の築館の今のバイパスができない状況の中では、もう朝の出勤時間というのはかなり混みますからね。さらにやっぱりこれに追い打ちをかけたような状況がね、この中心部だけに私は出るんじゃないかなということになると、問題は管理部門、本庁舎という職員を幾らぐらい必要としてね、

最低張り付けなくちゃならない人数は幾らなのか。そこからはみ出す部分はどうするのかね、逆に。本来築館では築館の総合支所方式と言われている築館現地における部分は、本当にはみ出さないでね、入り切れるのかということが、120と言われてましたので、その数字なくしてね、築館だけでいいんだと。（「委員長」の声あり）

飯田 明副委員長 確かに決まっております。（「委員長」の声あり）

はい、津藤委員。

津藤國男委員 ええとですね、今そういう話になってきたからちょっとややこしくなっているんですが、前に説明ありましたけれども、築館じゃなくて、古川の合庁の建設の概要を配付されていますよね。実際ですね、本庁方式でいきますと、本庁は240人ぐらいだという説明がありましたよね。その中で、築館町は128名ですよと、128名ぐらいしか入らないよということなんです、古川のですね、合同庁舎の例を比べて見ますとですね、延べ床面積で1万2,000平米、それで、庁舎に入っている、庁舎というか、職員全部で465名なんです。465名ですけども、恐らくこの半分や恐らく3分の2ぐらいしか入っていないんじゃないかなと私思っているんですが、この辺分らないので、そういったの知っていれば事務局の方で教えて頂きたいんですが、今の本庁方式というような形で、前に説明ありました240名というような方が本庁に入りますよというふうなことであれば、今築館の庁舎は6,000平米ですから、古川の合同庁舎のちょうど半分ですよ。（「そうですね」の声あり）半分ですから、古川の合同庁舎に何名入っているのか、それを比較検討してここに出して頂ければ、この大体の目安は出てくるのではないかなというふうに思うんですけども。その辺、もし分かっていたら、事務局の方でちょっとご説明を頂きたいんですが。

飯田 明副委員長 かなり器的にはそのあの、そうですね、総務、それから、民生の部分、いろいろ管理部門も入れてと。それ全部ひっくるめて入れるとなると、多分かなり無理な数字になると。行政効率の部分から見ても、そういうのは大体分かったという...、事務局お願いいたします。

濁沼事務局次長 古川の合同庁舎の関係なんです、今入っている職員が、これは平成14年の4月1日の人数です。これは、非常勤とか団体職員も含めてですが、庁舎には465人入っているという実態です。

また、築館役場に今どれぐらいの職員が入っているのかといいますと、前にも話しましたように、資料的には、120人強なんです、ただ、これは、今入っている人数がそのような人数ということで、何か後からいろいろ聞きますと、庁舎建設時にある程度の人数を想定した人数があるようです。

鈴木事務局長 皆さんの意見の中に、築館の本庁舎には120人しか入らないと。いつの説明だったのかちょっとあれなんです、**「現時点の職員数で、多分120人程度です」**という話は私した記憶があります。当時、建設するに当たりましては、まだまだアスキーというものを視野に入れまして、当時まちづくりは2万5,000を目安にしておりました。いわゆる100人に1人だったですかね、ということで、一応職員数は、将来的には250人規模的な部分を多分構想の段階では考えていたかと思えます。

ですから、今「250人は大丈夫ですよ」という言い方はできませんけれども、見て頂く限り、大分現在の執務スペースというのは大分余裕があるように、皆さん、見られた方はどう感じるか分かりませんが、200ぐらいも視野に入れた作りであったというふうに考えております。

津藤國男委員 「240人」と前に説明あったと思いますが、「240人」ということで。（「倍ぐらい」の声あり）倍ぐらいということで、それで「240人」ですか。（「はい」の声あり）

飯田 明副委員長 ええとですね、この.....

鈴木事務局長 いや、ただ、これがそうだと。局長が言っていたからそのとおりだということにはなりませんので、私も当時の計画の段階まではそういうことがあったということだけで留めて頂きたいと。

飯田 明副委員長 ま、今のは現状でのデータとしてはかなり、本当のこと言うと、窮屈な部分もあるのかなという気もするんですけど。

ええとですね、今いろいろと出ているんですが、問題になっているのは、その「当分の間」という部分の捉え方ですね。

ただ、ちょっと私の方から提案なんですけれども、基本的には、これで、ここでいろいろなことを決めていかなければなりません。それで、一つには、最初に言いましたけれども、マジョリティーの構成ですから、ですから、基本的には私は、皆さんの意見を聞いてみると、築館の役場で当面はいいのではないかと。しかし、その「当分の間」という部分で、少し何ていうか、附則的というか、補足的にこちらの小委員会としての意見を付け加えるという形を取るのも一つの方法かなと思いますし、あるいはやっぱりこれはこの部分で原案どおりということにして、例えば、次の二つ目、三つ目の項目の方にその部分を落とし込むというふうな場合もあるかと思うんですけども、どうでしょうか。はい、じゃあ、伊藤委員。

伊藤竹志委員 私は、落とし込むということで、「当分の間」というのをやめて、今もう何か庁舎だどうだこうだと言いますから、それは、議題とは違いますけれども、あの、ここはもう築館町役場をとにかく。私の解釈としては、市になるに当たってどこに事務所を置くかという法的な文書、どこにどうするかということじゃなく、最初私も捉えていたんですね。そしたら築館町役場だろうと。

飯田 明副委員長 そうですね。発足時ですね。

伊藤竹志委員 そういうことですね。

当然皆さんのご意見の中で、やっぱり新庁舎を建てるのか建てないのかも議論するべきだというようなご意見も出たところですから、これは3番の、三つ目の問題になりますので、そのところで、「住民の利便性や」の前のところに「直ちに住民の利便性や新市の財政状況等を考慮して検討する」というふうにすれば、文章的にすっきりするのではないかと。最初に「当分の間」とあって、何か3番の方は何か弱いような印象を受けるもんですから、「当分」は取ってしまって、3番を強くするというようなまとめ方がいいと思います。（「賛成します」の声あり）

飯田 明副委員長 山村委員、どうでしょうかね。ちょっと振って申し訳ないんですけども。

山村喜久夫委員 今文章を見ますと、「当分の間」が入っても入んなくとも大勢に影響ないのかなという感じしています。

飯田 明副委員長 一番最初の市としての発足当時ということになりますのでね。

そうなってくると、あと、金成町ということで...

千葉伍郎委員 事務的にね、事務的な議論だけだったらね、築館町なんですよ。いわゆる3年なるか5年なるか.....

飯田 明副委員長 じゃあ、意見ということで。はい。意見。

千葉伍郎委員 3年なるか5年なるかは分かりませんが、とにかく発足してね、ここ当分の間はね、新庁舎というのは出来上がらない訳ですよ、一回にね。どういう形にしる。仮に今すぐ始まったって3年、5年とかかる訳ですよ。

そうするとね、本当に築館町のあそこの、実務的な問題でね、可能なのかということなんですよ。

飯田 明副委員長 そういうことですね。

千葉伍郎委員 そこが一番ポイントになると思う。事務的にはね、築館町役場だって私は何にもこんな問題はないと思うんです。ただ、実務的に伴ってね、いろんな問題が派生をするんでないかと。だったら、距離的にいけば、例えば、県庁の出先がありますとかって、国道4号線ですから10分しか違いませんか。

飯田 明副委員長 分かりました。

じゃあ、そういうことで、基本的には、皆さんの総意としてはやっぱり、市になった時点ではやっぱり築館町の役場の位置ということで大体.....

千葉伍郎委員 大体はそうでしょうが、何対何ぼで決める中身でないからっしょ。

飯田 明副委員長 それでよろしいですね。

千葉伍郎委員 だから、よろしい.....

飯田 明副委員長 ただ、あと、「当分の間」という文言はなくてもよろしいですか、そうすると。（「はい」の声あり）

千葉伍郎委員 いやいや、だから、そこまで行くまでの話でしょ、別な話を提起しているんだから。

飯田 明副委員長 はい、じゃあ、佐藤さん。

佐藤利郎委員 伍郎委員さんの言い分、私も分かるんですよ、何となくね。

ただ、やっぱり合併するということで10カ町村、まあうちの方は花山ですから、どこに決まってもなかなか大変な状態になるような気はしますけれども、ただ、10カ町村、ある程度引く部分もないとダメだという考えからいくと、私はやはり金成町さんでは、栗原の新市の事務所の位置ということで、金成町さん、悪くはないかもしれませんが、いろんな面のね、内面的ないろんな交通の便とか、それから、先ほど言った、何ですか、電算ですか、機械ですか、（「IT」の声あり）ITですか、そちらの方では確かにそうかも知れませんが、先ほど誰かが言いましたけれども、「郡民の中で」という話で、合併するよ、新市役所はどこだと、市の位置はどこだ、中心はどこなんだと言った時に、やはり金成町さんよりは、やはり私は築館町さんの方が、郡の皆さんが考えた場合にはいいような気がします。

ただ、いろんな後々の問題を抱えると、確かにそうなのかもしれませんが、今の段階ではやはり築館以外に私考えられない気がします。場所としてはね。

ただ、そのいろいろな部分もフォローは、やはりこれもどういふふうに解決していかんやないかというのは、やはり千葉委員さん言ったように、いろんな問題はあと思っています。その辺はまた考えて、何とかその辺をしていく以外ないような気、私はします。

千葉伍郎委員 いや、だとすればね.....

飯田 明副委員長 済みません、ちょっと待って下さい。（「はい」の声あり）

要するに、細かいことはやっぱりこの段階ではきちっと決められないかもしれないというのがある訳ですね。

千葉伍郎委員 細かい話じゃなくて、私から言わせれば……

飯田 明副委員長 じゃあ、千葉委員、どうぞ。

千葉伍郎委員 細かい話じゃないですよ。少なくとも一般論としてはね、一般論としては築館だろうというのが一般論でしょう。問題は、今すぐ庁舎を建てられないという中で、現在のそれぞれの庁舎を最大限活用するという場合には、先ほど来言ったように、いずれにしたって一部分庁舎方式を取らざるを得ないということはね、これは紛れもない事実ですね。事務的な問題で築館だと決めることについては、極めて簡単なんです。問題は、そこから踏み出してきた時に、「それは細かいことだ」と言って事を済まされるようなことでなくて、これは、後から出てくる、「築館周辺というのは築館を含むと理解すべきだ」なんていう話をしているようですが、これなんかは、これは後で事務局から聞きたいんですが、随分町村長会議なんかでもめてね、出た産物として「築館周辺」と。だから、私は一番最初に、「『周辺』というのは築館を含むのか」という話をしたら、全く返事がないでしょう。

飯田 明副委員長 分かりました。済みません。私が言った「細かい」というのはちょっと勘違いされるんですけども、要するに、今の段階では、要するになかなか決められない、そういうことを段階的に決めていかなければならないことということで私言った訳ですから、要するに、いろんな問題があるんだということは、私も、千葉委員さん、それから、他の委員さんの意見と同じであります。ちょっとそこら辺のところ、誤解がないようにして頂きます。

要するに、基本的にはいろんなことはやっぱり決まっていけない訳ですから。だから、それをどうやって決めていくかということにも関わってくるかとは思いますが、

どうでしょうか。また……、そうですね、基本的にはやっぱり築館の庁舎を現時点では活用するという形になるかと思うんですけども、それで皆さん、よろしいですか。（「はい」の声あり）よろしいですね。

ただ、ちょっと私気になるのは、その「当分の間」ですね。この文言ですね、削っちゃっていいですか。（「はい」「だから……」の声あり）じゃあ、千葉委員さん。

千葉伍郎委員 「当分の間」がいいとか悪いとかというのは、この三つの中では意見がばらばらなんですよね。

飯田 明副委員長 そうですね。

千葉伍郎委員 全くばらばらなんです。これをね、それこそ、こういうふうに見えない中でね、今言ったように、築館だけですと。「当分」取ろうが変えようが築館なんですという話になって、三つ目さ行った時ね、全く歩調が合っていないですから。ばらばら。

飯田 明副委員長 はい、分かりました。分かりました。

ただ、伊藤委員の場合には、さっきね、こちらの方に落とし込んでもいいのではないかということもありましたので。

じゃあ、武田委員、何かありましたら。はい。

武田正道委員 「当分の間」……、築館には、そのとおり、皆さんの意見もおおよそそのとおりです。今問題になっているのは、「当分の間」を入れるか取るか。この入れるか取るかは、結局は、2番目、3番目の議論を経なければ、最終的には決められないことだと思います。

ただ、2番目、3番目の結果によっては、「当分の間」が入る場合もあるだろうし、「当分の間」を取った方がいいこともあると、こういうふうな結論になると思いますので、例えば、ここで「当分の間」を取る、取らないは一時保留にして頂いて、2番、3番の議論に移って頂きたいと思います。

ただし、築館にするということは確認して進んで頂きたいと思います。

飯田 明副委員長 というような武田委員から意見が出たんですけども、皆さん、それでよろしいですか。ここであえてこの部分の文言……。ただ、内容的にはこれで皆さんよろしいということですので、その「当分の間」というのは、ちょっとあとの方の項目で議論をした上でという意見だと思うんですけども、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）

はい、じゃあ、そういうことで、じゃあ、基本的にはこの部分、文言の問題はありますけれども、原案に沿った形での内容ということで、次の方に移らせて頂きます。ということでご了解下さい。（「意見保留」「当分の間ね」の声あり）

それでは、二つ目のですね、「現在の10町村の庁舎については、当分の間、総合支所」、「総合庁舎」になっていましたか。こちらには「総合支所」となっていますが、「総合支所とし、合併前の機能をできるだけ維持していくものとする」ということで、これは、「総合支所」かどちらが……（「原案が間違っている」の声あり）原案が間違っているということで、（「前回の確認事項では『総合支所』だと記憶しております」の声あり）じゃあ、「総合支所」ですね。「総合支所として合併前の機能をできるだけ維持していくものとする」ということでございます。（「いや、原稿は庁舎だっちゃん」の声あり）そうですね、原稿は……

武田正道委員 「庁舎」を取るということ、お話をしました。私が「はっきり言いなさい」と委員長に言われましたので。

飯田 明副委員長 ちょっと待って下さい。

武田正道委員 ちょっと議事録見てもらえば分かりますと思います。

飯田 明副委員長 議事録は私もちょっと確認して。

濁沼事務局次長 今までの議論の中で、「総合庁舎」という表現を全然使っておりませんでした。これは、皆さん方にご意見を頂きたくとともに、11月4日に意見集約ということでこの文書を出させて頂いた時に、「総合庁舎」という文言がありまして、資料の1ページ目に「総合支所」というふうに改めて訂正をさせて頂きました。内容的については、前回通知申し上げた時には「総合庁舎」といたしましたが、「総合支所」というふうに、そういう内容で、今日の資料については「総合支所」というふうに訂正させて頂きました。

飯田 明副委員長 ということで、資料の見直し、総合支所の確認ですけど、よろしいでしょうか。

（「『分庁舎』と勘違いしました」の声あり）私もこれはちょっと、意見書を見ました。「総合支所」ということでご確認下さい。

千葉伍郎委員 そんなに簡単にひっくり返んのすかや。

飯田 明副委員長 いや、これはあくまでも資料の訂正という部分ですので、ここの部分でまた一人一人ご意見をお聞きしますので、その時に頂きたいと思います。

千葉伍郎委員 だって、ちょっと待って、委員長。

飯田 明副委員長 はい、何でしょうか。

千葉伍郎委員 あのね、そうだとすればね、ここに書かなくてないですよ、その意見のある人は。こういうふうになってね、「総合支所」というのは使っていないんだから、ここを「総合支所」にすべきだという原本になっているの。だって、原本で皆議論しているんでしょう。事務的な問題としてね。

飯田 明副委員長 私の場合には、事前にちょっと「総合庁舎」ではなく、これは「総合支所」ということで一応確認はしていたんですけど、皆さんの方では、ここら辺に誤解持った方いらっしゃいますか。（「なし」の声あり）多少文言的にはちょっと違いもあるかと思うんですけども。

はい、武田委員。

武田正道委員 確かに文言的……。

高清水の武田です。

確かに「総合支所」と「総合庁舎」で文言は違いますけれども、意味については誤解しておりません。どちらでも構わないと思います。

飯田 明副委員長 じゃあ、そういうことで、大変申し訳ありませんけれども、そういうことで進めさせていただきます。

それでは、「合併前の機能をできるだけ維持していくもの」ということで、これについては、1、2、3、4……、大体半数の方が原案でいいのではないかといいということで頂いておりますけれども、これも一つずつ意見頂いていく形でよろしいですか。（「はい」の声あり）時間はかかりますけれども。（「今度反対回りで」の声あり）それとも……（「簡単に」の声あり）簡単に、じゃあ、行きましょう。じゃあ、今度は反対から行ってよろしいですか。

千葉伍郎委員 ちょっと待って。「原案どおりいい」という人は、何もしゃべることないんでねえの。

武田正道委員 いや、原案賛成の理由がありますよ、やっぱり。

千葉伍郎委員 補強することがあればしゃべってもらうにしてっしや。

飯田 明副委員長 基本的にはそういうことです。

千葉伍郎委員 誰、こんなにやったら時間かかってしょうがない。

飯田 明副委員長 先ほども言いましたけれども、附則、付け加えること…、文章で書くのは簡単だけれども、その部分で実は申し述べていない、足りない部分について述べてもらえばいいと。簡単に述べて頂ければ。

じゃあ、佐藤委員さんからお願いします。

佐藤利郎委員 私は、「原案どおりでいいです」という話でなっています。それだけです。

飯田 明副委員長 いいですね。

じゃあ、中鉢委員。

中鉢泰一委員 私もですね、原案どおりで結構でございます。できるだけ、合併前の機能を維持し

て下さい。これが意見です。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございました。

じゃあ、千葉委員。

千葉和恵委員 私は原案どおりでいいと思います。

飯田 明副委員長 はい。

では、菅原委員。

菅原 佑委員 私は原案には賛成できません。

飯田 明副委員長 できない。

菅原 佑委員 はい、できません。

ということはですね、合併の目的が、やはりこれからの財政事情に関してと、やはり人件費削減なりいろんな経済的メリットを出していかなければならない訳でありますんで、できるだけ早く新市の一体感あるいは人件費削減による経済効果を優先すべきでありまして、多少、一回に10個一緒になるんですから、住民の戸惑いはあるんですけども、合併したとなるためには、一体感を強く出すためには、本来であれば、すぐ新庁舎を構築するべきなんですけれども、総合支所方式といいますと、経費がかなりかかって、むしろ建設費をかなり食い込む、長引けば長引くほど本庁舎建設費を食い込む可能性がありますので、何ら合併の効果が見えなくなる可能性がありますので、若干の戸惑い等もあるんですけども、合併効果を出すためには、築館を当分総合庁舎ですか、それで、あと、支所、分庁方式にすべきであるところというふうに思います。

飯田 明副委員長 これは、俗に総合支所のデメリットと言われているんですよね。総合支所にした場合の。はい、分かりました。

それでは、小岩委員、どうでしょうか。

小岩誠二委員 この総合支所というのはいいいと思いますけれども、どうしても一極集中というのは、何かの災害の時に、ある程度分散しておいた方がいいんじゃないかということ。というのは、一応いろいろ金成町の庁舎としていいのではないかという意見が出ておりますけれども、こういうのもある程度ライフスタイルに関係のない部分、いわゆる福祉関係、その他関係ありますので、各10ヶ所にあった方がいいと思いますけれど、その他にITとかなんかの話が出ておりますけれども、そういった分で、ある面では分散しておいた方が将来のために、これは、私は、ここに「当分でなくて持続可能な限り」と書いてありますけれども、ある程度そういったものを位置付けても、いわゆる栗原郡が満遍なく発展していくためにはそういったことが必要ではないのかという考えも含めております。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、伊藤委員、どうでしょうか。

伊藤竹志委員 じゃあ、座ったままで。

私も、1と同じように「当分の間」は取ってということで。それで3の方にみんな入れさせるというふうに。

あと、ここでの、例えばこういうことの議論は、今この現時点では非常に難しい議論で、新市建設等の中でさらに議論を深めた上でやはり結論を出すべきだと。ここでは、「当分」を取って、このまま原

文のとおりということにいたします。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございました。

ええと、次は大内委員。

大内 朗委員 私も、ここに書いたとおりでございましてね、築館町の庁舎が手狭だなどということも随分言われているようですから、やっぱり一部分庁舎方式もやむを得ないのではないかと。その余地を残しておくべきではないかと。

一つの例をとれば、加美の話を書きますとね、中新田には入り切れねえから、議会部門は、例えば、小野田とか、教育委員会部局は宮崎とか、そういう分庁舎方式を取っているようなんですね。

やっぱり栗原の場合もそういったことをしていけない限りは、築館町の庁舎ではちょっと無理があるのではないかと。ですから、全部のいわゆる庁舎を分庁舎にする訳ではございませんよね。一部そういった機能を分けながらやっていくのが一番いいのではないかと。その他に総合支所なら総合支所ということがありますので、やっぱりここに「一部分庁舎方式を含めた総合支所」という考え方でいけるとダメなのではないでしょうか、というふうに思いまして、ここに「一部分庁舎方式」云々ということを入れた訳です。

そうしますと、築館の手狭な部分も解決できるし、それから、将来に400人職員減らすとか議員も、いずれは30になるということもありますので、そういった意味で、分庁舎方式採ることも視野に入れておかないとうまくないのではないかなというふうな考えでして下さい。

飯田 明副委員長 はい、分かりました。

では、津藤委員。

津藤國男委員 私は、原案のとおりでよろしいと思います。

飯田 明副委員長 それでは、佐々木委員、どうぞ。

佐々木幸一委員 私も、原案のとおり賛成です。

飯田 明副委員長 では、山村委員。

山村喜久夫委員 ほぼ原案どおり賛成ですけれども、「合併前の機能をできるだけ維持していく」ということについては、私は、総務、企画、経理関係においては、管理部門ですね、これについては本庁舎でやれるものであって、そういうことを考えると、この文章、「できるだけ維持していく」というのが何かひっかかるんですけれども、それだけです。

飯田 明副委員長 この部分、「合併前の機能をできるだけ維持する」と。

それでは、石川委員。

石川憲昭委員 一迫の石川です。

私も原案どおり賛成なんですけれども、意見集約ということですね、部門制になった場合は、替え地の原案があれば提示して下さいということで書いておりました。字が、この書いた字が間違っていますので、私の原稿はこういう「製」でありませぬので、実はその所、願いたいと思います。

飯田 明副委員長 一つこちらの方に提案がないということで、はい。

それでは、武田委員。

武田正道委員 高清水の武田です。

原案に賛成です。理由は、合併本来の目的である行政の効率化からいえば、理想的な形とは言い難い

面もあります。しかし、当委員会の中で、本庁方式、一部分庁方式、総合支所方式の3方式が議論されてきました。その結果、私の考えとしては、行政組織の急激な変化による地域住民の不安感、また、組織変更時の初期に発生する可能性があると思われる混乱から来る住民サービスの低下等を考慮に入れば、総合支所方式が現状に最も近く、住民、行政双方にとっていわゆるソフトランディングができる方法ではないかと考えて、原案賛成します。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、太齋委員。

太齋俊夫委員 はい、高清水の太齋です。

私も原案に賛成でございます。その内容は、10カ町村合併しますと、やっぱり「さび」の問題が周辺部には出てきますね。そうした場合、やっぱり総合支所方式を採りますと、その「さび」の分が意外と緩和できるのではないかなと、このように思います。

また、例えば、地震が来ると予想されますし、風水害いっぱいある訳でございます、このような場合、総合支所方式でないと、ある程度の職員の人数もいなければ対応がでない訳ですね。そんなことを考えますと、総合支所方式は、こっちの方が一番いいのではないかなと、このように思います。

もちろん10カ町村合併しても過疎の方向で進む訳でございますし、人口もどんどん減る訳でございますので、その点も考慮しますと、やっぱり総合支所方式で進めるのが私は一番いいのではないかなと、このように思います。

以上です。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、高橋委員、どうでしょうか。

高橋伸幸委員 私も、当初合併時のことを考えれば、今までどおりの有する機能をそのまま維持するその総合支所方式でいいと思います。

あとはもう、時代の流れとともに職員に削減が行われたりですね、あと、人口が増えるか減るかによって、逆にもっと増やさなければいけないかもしれませんし、減らさなきゃいけないかもしれませんし、その時代その時代で考えていけばいいのではないかと思います。

以上です。

飯田 明副委員長 はい。

それでは……、ごめんなさい。千葉伍郎委員。

千葉伍郎委員 はい。私は、現在の各町村にある庁舎を最大限活用するという立場に立って、先ほど来からお話しているように、築館の今の千数百人のうちの管理部門を一手に分けるとするのは技術的にもまず不可能だろうということからしますと、例えば、直接地域に関係するような、例えば、森林関係でありますと、栗駒、花山、鶯沢、一迫が森林ですから、森林町村という形でその専門部門を置くとかですね、あるいは、直接皆さんと関係、直接この窓口に関係ない介護保険業務、今6町でやっていますが、こういうものも一部分庁舎方式とか、そういう分散型をある程度してですね、そして、基本的には、言葉で皆さん「総合支所」と言っていますが、一体機能がどのぐらいのものかという話をしますと、小さい町村では20名を切るだろうと。あるいは、本町、うちの方の場合だって、最大限残したって60とか70だとか、こういう話がされていますね。言葉では「総合支所」となっ

ているけれども、20を割るという状況など、一気にいかないにしてもですね、やっぱり住民の窓口の部分だけはやっぱり不便を来さないということを前提にした、言葉はどのような言葉になるか分かりませんが、必ずしも「総合支所」というのは、べろっとベールに匿った様な、言葉としてはきれいな言葉になっていますが、その中身は全然分かりませんのでね、この辺が解明をされた上で、住民サービスの質の低下を招かない支所方式といえますかね、こういうものを必要と。それから、地域によっては、地域振興の立場からの一部分所というものをやっぱり置かなくちゃならない状況などもあるだろうというふうに思いますので、今ここに書いてありますように、本庁舎に入り切れない一部分庁舎方式、あるいはブロック方式、そして、総合支所方式ということが非常に大切ではないのかなと、このように思います。

飯田 明副委員長 一部ブロック庁舎というのは、考え方としては、エリア的活用との考えですか。

千葉伍郎委員 施設の比較的大きい、築館、栗駒、若柳の施設を最大限活用すると。いわゆるこの本庁舎ができるまでの間については、そこを最大限活用するというようなことですね。

飯田 明副委員長 そういう言葉の意味合い。

はい。ありがとうございました。

それでは、中嶋委員、どうでしょうか。

中嶋太一委員 原案、ほぼそのままでもよろしいんですが、「総合庁舎」となっていたものですから、「支所」と書き直したということでありませう。

それから、後段の「合併前の機能をできるだけ維持する」、これは、捉え方もあるんですが、「維持していくんだよ」ということをずっと訴え続けければ合併の意義がなくなってくる訳で、あるところまでは当然維持していかななくてはいけないんですが、さっき武田さんおっしゃったように、いわゆるソフトランディングということで上手に市民の皆さんにもご理解を頂く、あるいは事務所のスタッフもその辺のことを理解しながらやっていくということを進めていくべきだと思いますので、あえて文言として「合併前の機能をできるだけ維持していくもの」ということについては削除をしたいというふうに思います。

それから、先ほど「手狭な役所」云々ということとかいろいろ出ていましたが、大分多くいらっしゃるんですが、南アルプスの市役所に行った時に皆さんお感じになったのかなと思うんですが、非常に人が多く感じましたですね。狭い中でもやっていましたよね。ああいう部分で、ある程度のやりくりというのはつくのかなと。その辺については私なんか素人なんでよく分からないので、その辺はもう本当に役所にいらっしゃるスタッフの皆さんのアレンジメントに期待しながら、そうすると、もう総合支所としてですね、全てをいつまでも続けていくっていうんでなくて、その適材適所にアレンジしながら作り替えて財政効果を高めていくというのは幾らでもできるような気がするんです。一般企業ならとっくにやるはずなんです。その辺の観点を見極めてやれば、本当に。

ですから、これ、前半の部分についてはほぼ賛成ですけども、後半の「合併前の機能維持」、これはあえて入れなくてもいいのではないかという意見。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、平義委員、済みません、佐藤平義委員。

佐藤平義委員 私どもでは、私は、「『5年間』という文言を入れて」ということを申し上げたんです。そういった前提で、（「新庁舎」の声あり）新庁舎のあれを申し上げる訳なんで、これは、行財政改革という面から見れば、最も良くない方法だと思っています。私の解釈自体が。最も行財政改革には相反するというふうには思うんですが、やっぱり合併時の各町村の町民の方々、あるいは我々も含めてですが、そういった方々にご理解を頂くためには、一部分庁方式、総合支所方式というものを採用しなけりゃならないだろうと。そして、これは、行財政改革の面から見ればまるっきりなっていないというふうに考えますが、前言申し上げたとおりの理由で一応認めたとのことです。

飯田 明副委員長 はい、分かりました。

それでは、白鳥委員、どうでしょうか。

白鳥英敏委員 皆さんが今いろいろお話ししてきたことで、何も話すことはない。原案どおりで。

今ちょっと前に中嶋委員さんから話もありましたけれど、ちょっと私は逆に解釈していたのかなと思っていて、「当分の間、総合支所とし、合併前の機能をできるだけ維持していくものとする」ということについては、「当分の間」ということがあるからいいかというような解釈をちょっとしていました。そういったところです。もちろんいつまでもという訳ではないという考え方です。

飯田 明副委員長 そうしますと、あと私なんですけれども、私も原案でまあいいのかなと思ったんですけれども、たまたま中嶋委員とちょっと同じでして、「合併前の機能」云々というのはちょっと必要ないのではないかなというふうに思いました。

それから、基本的には、総合支所としてなるか、分庁、そこら辺はちょっとどうだというのは私の方ではなかなか決めかねている部分はあるんですけれども、基本的には、従来どおりの住民サービス、そういったものは低下をしないように、そういった部分での懸念材料というのは払拭する。要するに、そういった部分での自治の「方正」ですね。それから、あるいは……、「醸成」ですね、ごめんなさい。ここに書いてあるとおりなんですけれども、その部分での安全・安心というような形で書かれた協議会なんかもあったんですけれども、ちょっとそこからの引用になりますけれども、「住民生活の確保と活動支援を行う一定の機能はもう確保しなければならない」ということで考えておりました。

そうしますと、基本的には、気になってくるのは、その「当分の間」「総合支所」「合併前の機能をできるだけ維持していく」、ここの部分の文言について、いろんなふうな皆さんの考え方があるかとは思いますが、原案どおりでいいといっても、非常にそこに部分では細かい部分に変化球は多少あるというふうに私は思いました。

それでですね、これ、やっぱりどういうふうにしなきゃいけないのかという部分で、先ほどの一番最初の項目、それと、今の項目もそうですし、3番目もそうなんですけど、基本的にどこまで細かく、「細かく」という言葉使っちゃいけない。具体的に落とし込んでいくか。落とし込んでいけばいくほど、実は、今までの議論からいきますと、はまってしまって、どっちの話が先だということになりかねないと私思っています。そのような部分で、基本的には、ここの部分での「当分の間」であるとか「総合支所」あるいは「分庁がいい」というような意見も出たんですけれども、このことについて何かご意見がある方はございますか。やっぱり総合支所として活動……、ごめんなさい、運用していくのが基本的にはいいのではないかという部分もあるでしょうし、分庁もいいのではないかという部分もあるので、この部分、何か調整が図れる意見等があるどうか、ちょっとそれをお聞きしたいんですけれども。

はい、伊藤委員。

伊藤竹志委員 まあ、これ現実的な問題で、将来どうやっていくかという話になると、これはもう議論できないもんですから。

それから、これは、やっぱり先ほども言ったように都市計画等ですね、そういった議論を踏まえないと結論に行かない問題ですから、まず現実的には、総合支所の方に行かざるを得ない訳ですから、まずね、そこで私はまとめるべきではないかと。

それで、あとは、以後、ここの合併協議会でも、あと、まちづくり検討委員会でもですね、さらにこの問題というのは出てくると思いますから、さらにそこで議論を深めると。ここでは、現実を踏まえた事でいいと。

飯田 明副委員長 というか、私も実は市の基本計画そのものがきちんと、建設計画がきちんとない状態ですのでね、今の段階で本当にそういう部分では細かいことが果たして決められるのかという気持ちは多少あります。

ただし、何かの形で、これはせっかくの協定項目ですから、結局これ協議会に持っていきますよね。その時に、他の協議会の委員さんの賛同を得られる形を、できれば提案したいという部分もありますので、その部分でやっぱり皆さんにいろいろと意見の集約という部分も考えて頂きたいと思うんですが、何か、千葉委員、お話をしますか。

千葉伍郎委員 あのですね、まちづくり委員会にどうだこうだという中身は、全然議案がね、小委員会に付託をされた中身だけにね、他の委員会の方に、何ていうかな、そっちに行かなくなると、ここはここで結論出さなくてないですからね。

飯田 明副委員長 そうですね。

千葉伍郎委員 ですから、それは余り時間がない。時間がたっぷりあるんならば、そっちの動きを見ながらね、やるというのも一つの方法かもしれませんが、だからそういう事はできない。

それから、もう一つはね、「総合支所」という言葉と「合併前の機能をできるだけ維持する」という言葉はですね、これ、何か同じように受け止めていると思うんですよ。「総合支所」という定義だってね、ここの中で議論しないでね、今言ったように「ああ、総合支所というと、何でも窓口みんな出てくんだな」と、昔の役場と同じように全て置くだということ、先ほども中嶋さんが言ったようにね、合併本来のね、機能が失われていくと。本来の趣旨が失われていくと。

それから、庁舎がやっぱり建っていないという中でのね、そのやつをどうするかという問題があつてね、先ほど来から言っているように分庁舎方式の話をしている。

それから、もう一つなんです、これは、なかなかこの委員の皆さん方に言ってもぴんときないところがあると思うんですが、除雪対策一つ見てもね、私達の町でさえ240平方キロあるんですが、私は町の中にいるんですが、雪が4段階ぐらいになって、4段階ないし5段階になっているんですよ。それで、うちの方は雪一つもない時に、向こうの山の方で「いやあ、除雪どうしてくれるんだ」という話などもよくあるんですよ。ですから、私は、そういう地域性を持ったやつについては、ある程度分庁舎方式にしてもいいんじゃないかというような気がしてんですね。そういう機能を分散できるような組織にやっぱりしていくということが大前提になるんでないのかなというふうに思うんです。

で、先ほど来言っているように、「総合支所」という言葉がね、皆さんが一体どの程度までね、認識

して「総合支所」と。10人でも、「総合支所」だって名前だけつけば何も問題ないのか。その辺の捉え方だと思うんですよ。

飯田 明副委員長 分かりました。そのとおり、ごもっともな意見。

ちょっと待って下さい。基本的に「総合支所」という捉え方っていきますと、これ、皆さん、ずっとこのままではよくないとは思いますがね。思ってたっしょと思うんですよ。いわゆる本来の合併の部分。だから、その部分はですね、ちょっとあと事務局の方にも回答を頂きたいと思うんですけども、ちょっとそこら辺の。じゃあ、どうします。先に手を挙げて頂いた……。

大内 朗委員 あのですね、総合支所と分庁舎って、こんがらかっていた感じがするんですがね、現在の築館町役場の中で本庁機能が全部果たせるのかということですよ、物理的に。そうした場合、分庁舎方式を採らないと、少なくとも維持できねえんでねえかということが一つ。総合支所については問題ないと思いますがね。ですから、総合支所とその分庁の機能を兼ねた庁舎になるということなんですよ。

事務局にちょっと確認したいんですがね、現実的に、分庁方式を採らないで、築館だけで本庁機能がやれるんですか。恐らく……（「やれるということをさっき」の声あり）

飯田 明副委員長 じゃあ、それはそれで預けます。

じゃあ、ちょっと先に。はい、じゃあ。（「すぐ回答できない」の声あり）

私ちょっとここで休憩取ろうかなと思っていましたので。

じゃあ、分かりました。その案件はちょっと一回預けますので、そちらの総合支所とかという部分での事務方の方での捉え方ですね。（「聞いて下さい」の声あり）

その前に、じゃあ、佐藤委員、今ちょっと預ける意見があるので、（「ああ、そう」の声あり）それを頂いてから、ここで一旦休憩したいと思っておりますので、済みません。はい。（「休憩してから」の声あり）いや、休憩前にどうぞ。

佐藤利郎委員 今この話の流れとして、分庁方式、今、例えば、金成さんとか栗駒さんとか若柳とか築館町というふうに置くということ考えた場合に、私としては、最終的に新庁舎を建てない方向でいくのであれば、私は分庁方式賛成です。

ただし、以後の状況の中で、5年後、10年後、いずれ各庁舎が古くなっていく、あるいはいろんな問題で本庁を欲しいと言うのであれば、分庁方式にするというのは当分ですよ。当分のやつを、例えば、金成さんでも栗駒さんでも若柳でも築館でも、庁舎をいじらない状態の、金のかかからない状態での分庁をして頂いて、そして、本庁を作るという考えでの私賛成です。

ただし、ただ、分庁に本当はしたくないと思っていました、正直な話は。築館に置いて、例えば、築館周辺のところに本庁機能を置かせる、例えば、古い建物で、とりあえず近ければそれで楽なのかなという感じもあったもんだから、そういう形にして、本庁を作ってどんと入れるというような形が一番いいのかなと思っていました。

ただし、その本庁、最初に事務方の方にちょっと話聞いたんですけども、「400人とか500人本庁に入れないと、人件費の削減とかいろんな問題で無理ですよ」というちょっと話言っていましたよね。だから、その部分に関しては、やはり本庁に500人置いて、あとは全部5人から10人ぐらいというような形では、今の庁舎って全然使い物になんなくなる訳ですよ。そういうことを考えれば、や

っぱり本庁を作る。しかし、200人から250人ぐらいのスペースで作るといような形で総合支所方式をとる。その場合の総合支所という考え、私思っているんですけども、千葉委員さんもさっき言いましたけれども、例えば、花山では、この課は、例えば、5人やるんだけど1人でいいよという形。ただし、この課は90%欲しいよ、この課は20%でいいよというふうに、その地域性によって人数の課の配置というんですか、それがああると思うんですよ。だから、花山で、本庁に来て、本庁でやってもらっていい部分の仕事をしてもらう人材を全部挙げてって、ここでは、例えば、この課、産業課、建設課は、除雪さっき言いましたけれども、除雪の部分はやはり100%欲しいよと。税務課では25%、まあ税務課には余り行きたくねえから、「いなくてもいい」とも言うかもしれないけれども、まあ、10%ぐらい欲しいよとかという形の中の50人なら50人、100人なら100人の中の20人とか25人とかという形でのやり方がいいような気がするんですけども。はい。

飯田 明副委員長 という意見です。（「私、関連してますから」の声あり）関連してますか。はい。千葉委員。

千葉伍郎委員 今そういう佐藤さんの言っているようなことを私は言っているんです。例えば、入り切れないですから。例えば、管理部門と言われている企画なら企画の場合は、この間事務方にも話ありましたけれどね、全部この企画の名のついたやつは全部本庁に上げてしまうと言うのではなくて、そのうちの半分なら半分は残しちゃってですね、地域改革のため、あるいは地域振興のためにはそのデスクを使ってやると。そのために、例えば、改めて部屋を作ったりですね、そういうことじゃなくて、人の配置によって、いわゆる言葉で言えば分庁、いわゆる方式。本庁との連携だけは間違いなく取れるような形での分庁方式というものをやっぱりしないと、一つの今の段階、新しい建物まだ建ててない段階でのね、現在の建物を活用するということになれば、機能の一部でも分庁して対応していくというのが私は必要ではないかと思うんです。（「最終的には本庁にまとめるという形」「休憩ですね」の声あり）

飯田 明副委員長 ということで、ここで、今意見出されましたけれども、総括した形になるかどうか分かりませんが、ここで一旦休憩を取りたいと思いますので、意見の方、各委員、まとめてみて下さい。

じゃあ、休憩します。（「時間」の声あり）10分では、35分までいきましょうか。

午後8時23分 休憩

午後8時35分 再開

飯田 明委員長 それでは、行政事務方の方から総合支所と分庁方式についての基本的な考え方をもう一回ちょっとトレースして頂きたいんですけども。

濁沼事務局次長 庁舎の設置方法について、先ほどからいろんなご意見出ていると思います。

ただ、考え方としてですね、総合支所と分庁方式、これは分けて考えて頂きたいと思います。庁舎の設置方法としては、例えば、総合支所方式とした場合には、本庁しかないんです。

次に、そうした場合に、本庁にどうしても入り切れないという場合が、分庁方式です。総合支所方式であっても、その本庁機能が一つの建物に入らないとすれば、その機能を分庁します。分庁したから総

合支所機能が機能として失われたり、それから、縮小されるという部分はない。考え方は、総合支所方式と本庁、そして、本庁に入らない機能をどうするかという部分だと、やはり考え方としては分庁しかない訳です。

ただ、その時の総合支所にどれぐらいの機能を持たせるかという部分があります。これは、前の小委員会でもお話ししています。これは、総合支所に必要でない機能。例えば、議会事務局は必要ない。これははっきりしています。それから、企画部門でも、全市に関わる計画部門、企画部門、教育委員会、これも総合支所には必要としないと思います。ただし、各小さい単位のまちづくりなり地域づくり、そういう部分の企画機能は必要と思われれます。また、支所の職員を所掌したりする総務機能については総合支所にも必要だと思います。ただ、要らない部門は、くどいようですが、全市の職員の人事を執行する部分、市長の秘書的な部分を取扱う部分、こういう部分については、これは総合支所には必要ない。それから、会計関係もそうです。本庁機能はどういう機能かといいますと、総務、企画、それから、会計、公共下水、教育委員会等です。教育委員会も本来は市なら一つが、当然所掌している各学校の小学校、中学校の部門がありますから、機能としては、やはり委員会としては残さずに教育委員会の係になるのかどんな対応するか分かりませんが、そういう機能は、分庁、各総合支所に残すようになると思います。それから、今いろいろ議論されています農業委員会の取扱いの関係になります。これは、まだ方向が出ていませんが、それらの取扱いの結果によってはですが、これも本庁に持っていくようになる。ただ、その場合、全ての農業委員会で扱っています3条、4条、5条関係の届出関係の方、全て本庁ということになってきますと、そういう部分については、やはり総合支所に機能としては残すべきだというような感じがいたします。そうしますと、必要でないのは、議会事務局、それから、監査関係です。これは、今の現状ですとどこの町村も併任をしておりますが、監査委員会なんかについても、これは支所には必要としないと思います。それ以外の機能としては、これは、割合はどうなるか分かりませんが、各総合支所に機能としては残さざるを得ないというような感じがします。

ただ、その場合に、さっき言いましたように、本庁に今の機能調整の中で人員を集中した場合、どうしても入り切らない場合には、次に考えられるのが分庁方式だと思います。初めから総合支所を論じて分庁を論ずるという部分ではないのではないかなという感じがします。

以上です。

飯田 明副委員長 段階的にいろいろと考えるべきものはあると。

あと、私から一つ質問なんですけれども、例えば、千葉委員の方から出たんですけれども、例えば、地域性、例えば、除・融雪の部分とか、当然我々にも関わってくるんですけれども、そういった部分で、将来的にはこういう部分の配置を、例えば、総合支所にした場合にという部分での、それだけじゃないんですけれども、人間的な配置というのは、大体洗い出しはできているんでしょうか。

濁沼事務局次長 これは、機能として総合支所にどれだけ部分を残すか。それから、本庁にもどれだけの人数を本庁に集めるかという部分については、まだできておりません。

組織機構の考え方、これは、また案件として別項目で協議会に提案させていただきます。その時に事務組織の基本的な考えをどうするかという部分。例えば、これと同じように、地域住民に非常に不便を来さないような事務組織、そういう方向性の部分を組織機構の中でも議論して頂きます。ただし、組織機構の中でも、具体的に、じゃあ、その部をどのようにして、課をどのようにして、係をどのようにして

て、人員はどのように配置するかという部分の議論は、これは協議会でも話されないと思います。ただ、その時に、組織機構の基本的な考え方、その部分は、協議会の組織機構の取扱いということでまた提案をさせていただきます。その中で調整、一つの考え方を確認をされ、それに基づいて具体的な組織機構の問題が事務方の側から検討されます。その中で初めて、人数的にどれぐらいの人数で、どういう各係はどのようにという部分が議論されてくる訳です。

でありますから、今の時点では、何人ぐらいの機能で、人数でその処理という部分については、非常に難しいということであります。

飯田 明副委員長 という今の事務方側の説明だった訳ですけども、これに関連して何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。（「はい」の声あり）はい、じゃあ、千葉委員。

千葉伍郎委員 本来であれば、今大事な機能等の分担がね、どういうふうとなれば分かりやすいんですね、一番。そうすると、今言ったように、言葉のあやでなくてね、これは総合支所方式というんだとか、あるいは、この名前が「総合」付いたからってね、特別な扱いでなくて、何もこれは名前だけだったら「支所」だって何の変わりもない話。

ところが、組織機構とか全体がまだ熟知されていないし、問題提起もされていないだけにね、これだけ決めるとするのは非常に難しい反面ですね、いい加減な、言葉悪いけれども、いい加減な表現でね、結論を出しちゃうというきらいもなきにしもあらずなんですね。私は、本当なら、時間があれば、その辺まで来た段階でね、一緒に結論出した方がいいとは思っただけですけども、もう今回はそういうことが許されない状況にあるだけにね、私はジレンマがあるんですよ。

飯田 明副委員長 ただね、それは私の方から逆にお聞きするとしたならば、当面の間はもう総合支所で、要するに使う分には、各役場の庁舎を使う分には、それはしようがない。それが適切だという考えで、将来的にはそれはどうなるかというのは、やっぱり今の現在では「こうだ」ということには決めかねる部分があるということを感じたりもするんですが、そういうことですね。

千葉伍郎委員 そういう現状の中で、言葉にして切り抜くとすれば、「当分」という言葉はなじみにも使えるね。どのようにも理解させることができるから、言葉としては魔術なんですよ、これね。正直なところ。「当分の間」というのは。

飯田 明副委員長 とにかく皆さんも大体そういうような認識ですよ。将来的なことをもう決めてかかるとなると、もうそれについてのいろんな構成とか細目を決めなきゃいけなくなっちゃうんだけど、ただ、今我々がここで導き出す見解というのは、そこまで求めるかどうかという部分もあるかとは思っただけですよ。

あと、これに関して、また、他にこちらの方、あるいは意見として何かございましたら。（「はい」の声あり）それでは、どうぞ。

太齋俊夫委員 高清水町の太齋。

今説明出された総合支所に入らない部分ですけども、いわゆる議会、企画、総務、あとは、教育委員会、農業委員会ね、あと、監査。それ以外の部門は、全部従来のとおりの機能を置く訳なのね。

（「人数は別なの」の声あり）

飯田 明副委員長 そういう解釈……。

はい、どうぞ。

濁沼事務局次長 今ですね、「議会、総務、企画」、こう言われましたが、先ほど説明したのはですね、議会は必要ない、監査委員会も必要ないと。ただ、それ以外の、例えば、総務とか、企画とか、建設とかの機能はすべて本庁に持ってこれないということです。機能としては総合支所に残さざるを得ないものがあります。今まで例えば、10人いた。それが10人そのまま残すのだという事ではなく、人数は当然少なくなります。ただ、当然人数が少なくなると、機能関係も縮小になります。住民に直結する部分はある限り、ここの表現にもあるんですが、「できるだけ」というのは、それは、総合支所に機能として最大限残したい。総合支所に残さなくてもいい機能、別な言い方しますと、それをその本庁に持ってくるという考えです。

それから、さっき千葉委員さんから除雪の話がありました。特に、除雪機能なんかについては、これは、合併前と同じようにですね、町村が同じ機能をそのまま残すことになります。これは間違いなく、少なくとも合併したことによって除雪が悪くなったとかなんかじゃなくて、これは、機能としては、各町村同じようにこれは残すということになると思います。

ただ、その機能としては、例えば、栗駒ですと、業者さんに、業者契約の中でやっている除雪、それから、直営でやっている部分もあります。いろいろ除雪の体系は違います。ただ、その体系については、全て各町村でやっているその体制がいいのか、それとも、その除雪体制ですね、逆に、直営の部分でなくて、委託部分にした方がいいとかという内容の変わり方はあると思いますけれども、結論としては、機能としては、除雪なんかについては、新市になってもこれは機能を100%同じように残すということになると思います。

飯田 明副委員長 じゃあ、私から（「もう一回いいですか、申し訳ない」の声あり）じゃあ、はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 「合併前の機能」ということで文章をばっとうしてしまうもんだからね、じゃあ、先ほど言った共通するやつ、企画だとかそういうのは残るのかと、一部残るのかと、こういう形になる。

ですから、私は、もっと分かり良くするようにね、住民サービスの部門の機能ですね、ここにやっぱり文言入ったっていいと思うんですよ。「合併前の住民サービスの機能」ですね、こういう表現にした方が、何となく、今話を聞くと何でも残るような気がしてね、後からね、「いやあ、ほいつなしてねくなったんだ」という話にならないように、住民サービスの分はね、窓口だとかそういうものは機能として残すんですよというような位置付けを明確にした方がですね、私はいいんでないかと思うんですよ。

飯田 明副委員長 分かりました。

実は、私もこちらの方でそういうふうな形で、「地域住民サービス」云々というのは、実は私も書いておりました。実は、ここの部分では千葉委員さんと非常によく似た見解なんですけれども、この部分について、皆さん、どうでしょう。そのようにやっぱり皆さんお考えになりますか。（「できんの。無理でないの。無理だっちゃ」の声あり）

ただし、段階的にやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですよ。（「だから言っているでしょ」の声あり）新市になった時点ではどうか。だけど、将来的にはどうかというふうにやっぱり分けて考えなきゃいけない訳ですから、基本的には、例えば、ここで総合支所としてまずは新市になったけれども、（聞けようもあっぺけっどもね」の声あり）要するに、今いるんなことの取り決めはできてない

と。（「市長さんに、『皆、こんなもんでダメだ』と言われると」の声あり）

濁沼事務局次長 逆に皆さんから一つ一つ、例えば、これは新市の事務所の関係でいろいろご議論頂きます。そういうのが一つ一つ決まってくれば、当然それを基本にした組織機構を検討することになりますね。これは、どこまでも尊重されます。そして、実際の組織機構を論じた時には、これとね、全然違う方向での組織そのものの機構が論じられるということは、基本的にあり得ないと考えます。

飯田 明副委員長 ですから、基本的、ここがやっぱり起点になるのは確かですね。

それで、ここの部分ですね、余り細か……、「細かい」と言っちゃいけない、具体的なことをきっちりきっちり決めていくと、実は、それでもいいでしょうけれども、最終的に、例えば、3番目の「予想される新庁舎」というのも出てきていますけれども、例えば、そういうことを考えた時に、ここで決めたことが、将来にわたって変に制約になったりとか、要するに、縛りつけるような内容に実は僕はなっていないんじゃないかというふうな気もしている訳なんですよ。ここの部分で皆さんの意見聞いてみると、大体はですね、従来の機能はそのまま生かした形で、それで、将来的なことについては、その段階で考えた方がいいのではないかというふうに私は受け取る部分もあるんですけども、要するに、その部分ですね。

千葉伍郎委員 新庁舎ができればチャラになる形勢が十分含んでいるんですね、「当分の間」というのは、皆ここに書いてあるように、「当分の間」とは、新庁舎が建設されるまでとなるから、そういう文言が入っちゃうと、結局は今言ったように……

飯田 明副委員長 千葉委員、ごめんなさい。指名してから。それは、三つ目の項目に関係しちゃうから。（「そうだからっしゃ。だから」の声あり）じゃあ、意見として、はい。

千葉伍郎委員 はい。

広義に捉えてね、「合併前の機能」というやつを広義に捉えるか、いや、そうでなくて、「住民サービスの部門は残してもらわなくちゃ困るんだよ」というせっぱ詰まった話をするのかね。先ほど、今同じことを言っているんでも、広く捉えてね、「合併前の機能を残す」という大上段からいけばですね、「そうだったら何のために合併すんだべや」という議論にも発展しかねない訳ですよ。ですから、私は何回でも言うんだけど、「合併前の住民サービスの窓口、住民サービスの部分だけは維持しますよ」ということを強調した方が私は。そして、「当分の間」ですが、これみんな入りますから、その新庁舎が出てしまうとね、組織機能というのは全面的に見直さざるを得ない時期が来る訳ですよ。そうすると、こいつは期限ないようだけれども期限あるんですよ、これ、いずれにしたって。

飯田 明副委員長 そうですね。いつまで経ってもそれ決めないというのは、やっぱり行政的にも……。

千葉伍郎委員 それから、市長さんが替わればね、ダメですから。「何、俺の政策だ」なんて言われるんでは。

飯田 明副委員長 というご意見。

それですね、例えば、他の案を、これ、私の方でいろいろと合併協議会、他の地域の部分で見た例なんですけれども、例えば、新庁舎の建設をするか否かという議論の後に、大抵その部分で結論を出す場合と結論を出さない部分があるみたいです。それで、結論を出す部分については、もう法定協

議会で検討してそれを建設するんだと、庁舎を作成しますと。いつ頃にやるか、それで、場所もどこにするかというような決め方を検討、協議する場合があります。あるいは、既存設備を使用しての総合支所ですとか分庁舎というところまで決める場合があります。

ただ、もう一つ、結論を出さない場合には、これを新市において、下駄を預けるような形になるんですけども、新しい組織になった段階で新たに、どちらかという、前に委員さんの方から出ましたソフトランディング的な部分で、多分そういうふうな意味では、視察に行った南アルプスなんかもそうなんですけれども、結局なってみてからやっぱりいろんなことを決めていくという方法もあるかと思っています。

ですから、この場合は、あえて結論を出した方がいいのか、あるいは、やっぱり結論を出さないで、いろんなことをこれからどんどん重ねていって、新市の計画と関連してくると思うんですけども、決めていくのがいいのかという部分の選択、大きな二つの選択肢が僕はあるかとは思っています。

ただ、この段階では、その二つ目の項目ですね。要するに、この体制を新市になった発足当時どのようにするかという部分ですよね。この部分について、やっぱりある程度きちんと決めておかなければいけない部分があるかと思っていますので。（「はい、ご意見です」の声あり）はい。

佐藤利郎委員 私、2番目の部分については、このままにしていきたいと思いますよ。

ただし、さっき「当分の間」ということで、いずれ近い将来本庁にぼんと集めてなくなるという形になりそうな感じがするとみんなもやっぱり思っているんですよ。私もそれ、すごく思っているんです。花山で5人ぐらいたともったいない庁舎になっからさ。あそこで牛飼う訳にいかないから、やっぱりそれを生かすというような形にした場合に、建設するんであれば、制約するというような形の決め方はダメなんですか。例えば、事務方の方で、将来新市になった場合に、収容するいろんな事務の関係で機械類入れて、その関係で幾ら欲しいのかと、人数的に。それを、他の合併した方を参考にしてでもいいですから、ありましたら、幾らぐらい、8万人の都市でね、幾らぐらい、10カ町村が集まるという場合の、幾らぐらい人数が必要か分かれば。はい。

鈴木事務局長 会場というかその辺については、既に資料で皆さん方にお示ししているとおり、あくまで参考で、標準的都市規模であれば、あの当方で689人なるものの数字を何かお示したような気がします。

ただ、今本当に必要かどうか。要は、はっきり言えば、将来的なことも含めて、不確定要素がかなりあると。それは、当然こういう社会状況なもんですから、いろんなそういう社会現象の部分、社会的要因の部分でどうしてもいわゆる退職者を不補充せざるを得ない状況、仮にですよ、とか、いや、出来る限り、その辺についてはいろいろ難しい問題がありますから。ただ、一般的には、大体8万人ぐらいの規模だと、大体600とか700ぐらいではないのかなと言われているのが、ある程度行政の……（「ちょっと聞いている話が違う」の声あり）総合支所とかなんかに必要な人数。

佐藤利郎委員 いや、本庁に置く部分。全体の方は700人とか600人とか500人、それはいいんですけども、本庁に必要な人材として何人ぐらい欲しいのか。

鈴木事務局長 いや、それは、本庁職員が何人必要かというのは、本庁職員というのは、基本的には、普通はですよ、病院職員等々を除いた全てを本庁の職員という言い方しますんで、例えば、佐藤委員さん言っているのは、そっから幼稚園職員を除くと、現場職員除いた人数何人必要がなのかとい

うことなんでしょうか。

佐藤利郎委員 いや、本庁を、本庁方式にした場合ね、本庁に、例えば、総務課を置きますよね。そして、先ほど言ったいろんなものを置きますよね。その全て、例えば、税務課でも各町にありますよね。その税務課で集めた場合、本庁で必要な部分の人数というのあると思うんですよ。税務課であり、建設課、産業、全ての課でね。それを、先ほど言ったのは、「総合支所で必要ない部分はこれですよ」と。それは全部集めたとして、それ以外の税務課ですとか.....

鈴木事務局長 それはですね、はっきり言えば、その職員部分については、はっきり申し上げられないと言うのは、10カ町村の、例えば、税の業務でね、例えば、築館は10人で良かった。あるところはちょっと細かいやつでやって、例えば、14人でやっていたとか、そういったものを総合的に判断しなければ、いわゆる業務量との調整もあるんで、「いや、適切な総務部門は何人ですよ」ということを、ちょっと私今の時点ではですね、他の資料もちょっとないもんですから、明確なことはちょっとなかなか言えない部分があるんです。

佐藤利郎委員 というのは、先ほど来言っているように、「当分の間」という言葉の中で、花山とか高清水であれどこであれね、全て総合支所にすると言っているものの、結局最終的には、窓口業務のね、5人とか10人とか、それくらいで終わっちゃうよという、なりかねないよという話もしましたよね。そうした場合に、人数を制限、まあ700人から750人という話をしていますよね、今現時点で。だから、その兼ね合いからいって、本庁に、前にちょっと言ったことあるような気がしますけれど、2割の150人から250人くらいで機能するのかどうか。それは、機能するのであれば、総合支所に必要ないよと言ったらば、本庁に、例えばですよ、これね、仮に、本庁に200人でいいですよ。全てのITとかいろんなやつを使えば、全ての事務方はこれで十分だよとなった場合に、じゃあ、他にはその他の人を配置するという形でいいような気がするんですよね。それが、総合支所の部分も全て本庁の方に持ってくるような形の、例えば、200人とか250人しか必要ないのに500人を集めるんだよという形になりかねないので、その部分で、本庁で本当に必要な200とか250、あるいは150の人数でいいんだよって分かれば、分かれば、今金成さんでも栗駒さんで若柳でも花山でも庁舎は立派ですよ。そのまま維持していける訳ですから、作る場合に、例えば、200人程度とか250人程度とか制約すれば、総合支所に必要ないとなれば、人件費がね、350人で、市職員が350で済む訳ですから、そうしたらばすごい削減になります。これは冗談の話ですよ。最後のは冗談ですけども、そういう形で、本庁に必要な分が何名ぐらいって、はっきり分からないと思いますけれども、その状態によって、逆に、本庁舎を作るスペースの考え方の方がいいんじゃないかなと思ったんで。

濁沼事務局次長 これは非常に難しい話なんですけど、私ども、住民サービスを低下させないように、そして、尚且つ、総合支所に必要としない、その機能は本庁に持ってきても機能としては問題ないけれども、例えばですね、この前の消防団の取扱いで議論がありましたが、今行政で、各町と総務でやっています消防団の担当等はですね、これは、組織として、新市の消防局とかなんとかになる訳で、そこに持たせることは、消防防災からいったら、これは一番それが望ましいという、常備なんかの考え方もありますし、そういうのも全て、いろんな検討をしてですね、最終的に、本庁機能として何人かということになると思います。

ただ、その時にもっと大事なものは、時の行政課題として、それから、住民の行政要望も前提にして、こういう部門っていうのは強化をしなければならない。例えば、工場誘致なんかを必要とした場合には、そういう組織をきちっと作って力を入れる。そういう部分は、これから先いろんな部分で出てくる訳です。ただ、それを今の時点で予想して、将来のあるべき人数はこうだという調整はなかなか難しいだろうと思います。

ただ、新市の発足時には、間違いなく、さっき局長が言ったように、先進の事例の市と比べると、何百人かの多い職員数であると。そうなりますと、逆に、新市の発足時の行政の組織体制は、本来は無駄と思われるような組織体制も組まざるを得ないだろう。またそれは何年か先に、初めて退職者なり、それから、新規の採用のバランスを取ったりして、何年か先の新市として望ましい組織体系を作っていくべきと考えます。

ただ、それを今前提にして、その人数で本庁機能はどうかという議論は、極めて非常に難しい議論で、なかなかお答えはでき得ない。

以上です。（「その答えは簡単です。」の声あり）

飯田 明副委員長　ちょっとお待ち下さい。

鈴木事務局長　視察に行った南アルプス市では、あそこは7万人の市でしたけれども、昔の櫛形町だったですかね、あそこを本庁舎にしたと。「本庁舎の職員数、今何人ですか」というお話聞いたところ、250人だそうです。で、あそこは、総合支所と言うんじゃなくて、支所、「総合」は取ったものの、6町全て支所を置いており、ですから、本庁機能を持った、機能って、本庁庁舎とした櫛形町にも、下の方には窓口として支所を置いています。で、あとのことは中央公民館を利用してね、議場を改修したりなんかしておったようですけども、あとの5町村には、担当者の説明ですと、「従来どおりですよ」というお話をしていましたが、だけれども、将来的にどうのこうのという話はなかなか難しい部分があったのかなと。そこまでのお話は頂けませんでしたけれども、先進事例ではそうでした。報告です。

飯田 明副委員長　先進事例でもやっぱりいろいろあるみたいですね。私も、合併協議会いろんなホームページで見ているんですけども、先ほどちょっとお話ししたんですけども、北上市、あそこ、江釣子と合併しましたね。それで、平成9年、本当は庁舎を建てようとしているんですけども、財政的な問題でやっぱり建ててないというような、こんな部分がありますので、それは財政的な部分での話。あるいは国の方ですね、官の方からもいろんな法的な要請と動向によって、そこら辺はやっぱり地域の自治体にとってはいろんな影響を及ぼしてくるんだというような感じは持ちました。

それですね、じゃあ、ここの分で少しずつ案を整理していきたいと思うんですけど、やはりちょっとこの部分で気になるのは、やっぱりこの「当分の間」というのが多少やっぱり気に懸かる部分があります。そして、「合併前の機能をできるだけ」という部分も、多少表現としてはちょっと皆さんの賛同を得るには、全員のというか、総意として賛同には至っていないのではないかと。

ただし、総合支所という部分では、もう一番最初の、これ、基本に戻りますけれども、合併時、要するに、一番最初、新市が発足した段階では、総合支所というのが今のところベストな選択ではないかという感じに私は受け止めます。それについて、菅原委員、どうでしょう。多少やっぱりその部

分では分庁とかなんとかという話があったんですけども、ちょっとご意見頂ければと思いますが。

菅原 佑委員 私、ここ、注釈あるんですよ。「『当分の間』とは、新庁舎が建設するまでの期間」とあったので、そういう建前でいくと、町民に対してデメリット的なものはあるんだけど、財政メリットのために、新市に一体感を作っていくためには、分庁舎方式にした方が馴染みやすいし、行財政改革の趣旨にも沿うし、将来のためにはね、若干厳しいんですけども、早めに実行した方がいいと。

飯田 明副委員長 早目というか、そういうあれですね。（「はい」の声あり）

分かりました。じゃあ、その部分は多少気懸かりがあるということですね。

そうしますと、済みません、金成町、小岩委員、どうでしょうね。やっぱりその部分でやっぱり菅原委員と同じような感じになるのでしょうか。要するに、支所として最初に機能するのが、やっぱり大体総意としてまとまってきているのかなという感じがするんですけども、ただ、今やっぱり将来的には、意見として、分庁とかそういった部分のお話はございますけれども。

ちょっと途中で申し訳なかったんですけども。

小岩誠二委員 合併特例債の期限内と書いてあるのはなぜかと、目標を持たないと、どうしても締まらないというか。というのは、うちの方の庁舎28億かかっているんだけど、いわゆる庁舎を建てるんだということで目的を持ったために、積み立てしている訳ですね。それがある程度12億ぐらい貯まったと言うことで止めるということでは、執行部も議会側も「もう止めましょう」ということになる。だから、10年でもいいんですけども、きちっとしたものの目標を持って。でないと、財政計画でやる時に、執行部の方で財政計画をやる訳ですよ、これから。「作るんだ」という目標があれば、特例債の使いようだって、むやみにでは無く、やっぱりある程度は残していく、色々な面で必要だと。ただ単にずっとやって、成行きによってということはないと思います。だから、必ずものには目標というものがある。そうすれば、議会側も執行部側も、いわゆる郡民の皆さん方も、今度は市の皆さん方もそういうことを常に監視しているというか、興味を持ってそのことを見ているということもあるから、そういった目標を持った方がいいと。そういう意味でここに書いてあるんですけども、後は、この郊外という理由。なぜかという、ここ築館見てる築館の人には、特に言いつらいようですけども、ここは便利なようにして便利でない。いわゆるうちの方から来ると、じゅうなんぼの信号がある、ここさ来てから30分かかる。築館の入口に来るのに30分も、15分か20分で来るんですから。ここの間が、千葉委員が先ほど言ったように、朝晩のラッシュの時、ここさ来てもちっと時間までには間に合わないといった意味でも、郊外でやるということ。築館の庁舎見た場合、お城みたいな石垣組んで、一々。あれはすごくお金かかっていると思う。うちの方な平らなところだから、そういうことには余り銭を使わないという。そういった事を痛みを総合的に考えるとね、やっぱり今は、昔は、役場一つあることによってその周辺が非常に栄えたというか、生活できるというのがあってね、今は、量販店、いわゆる企業、そこに集中的に大きなものができるから、そのことはあんまり考えなくとも、役場が少しくらい遠くなると、利便性がよければ、車で5分走るということは、いわゆる大した事は無い。築館、ここ2キロ走るのに30分かかるのね。何も無いところ5分走れば何十キロと行って、こういうことを総合的に考えれば、ある程度そういった経費の面とか場所というものが、いかに利便性のいいところに作るかということが、いわゆる将来のことを常に

考えていると。これが重点されれば、きちんと考えられる訳ですから、もうそんなに変化がないと。今のモータリゼーションからいってもね、これ以上事故が増えたって、人が減るんですから、当者としては同じぐらいですから、そういう意味では、ここでどんなに議論してもだよ、最後には、新市になった時、その議会議とかなんかによってまた変わってくると思うんですけど、そういった将来的なものを考えるということは必要だということ。

飯田 明副委員長 はい、ありがとうございました。

前回はそういった形での確か意見を頂いていたと。ということで……。

(「はい」の声あり)じゃあ、伊藤委員、どうぞ。

伊藤竹志委員 お二人のご意見を聞くと、そのとおりかなと思っているんですけども、ただ、私心配しているのは、この間もちょっと事務局は答えてくれなかったんですが、合併特例債、実質幾ら使えばいいのかという問題と、あと私、財政部会の方のちょっと話をちらっと聞くとですね、合併特例債の使い道がもう300億ぐらい決まっているような話もちらっと聞いたもんですからね。

そして、庁舎を建てるとしたら、引き継ぐ重点プロジェクトをどれかを削らなければ無理ではないかという議論も出ているというような話聞いたもんですからね。それは今この議題ではないんですけども、やはりこれは原案と原文どおりで、強いて言えば「直ちに検討する」という言葉を入れるだけで、それで、あとは、その後やはり財政等の部会のやっぱりご都合を聞いた上でするべきだと。ここではなかなかね、皆さんの意見ごもっともなんですけど、難しいかなと。そういうことで原案のとおりでお願いしたいと思います。(「3番に入ったんじゃないですか」「今2番のところ」「まだ2番です」の声あり)

飯田 明副委員長 いや、そういうことで非常にいい方向性を出して頂いた……(「誰、こっちばらばらになっているんだもの。こっちの交通整理しないでね、そこまで始まったらダメさ」の声あり)ただ、一つの意見として。(「いいですか」の声あり)

はい、どうぞ。

武田正道委員 高清水の武田です。

この2番目、改めて見ますと、一部分庁方式をご提案なされている委員さんが、1、2、3、4名の方がいらっしゃいます。あとは、ほとんど原案どおりと、それから、文言の一部変更でほぼ原案どおりと、こう考えられると思うんですけども、例えば、佐藤委員さん、「一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」と。そして、理由の中に、当分の間、5年を前提とされているというその辺を読ませて頂きますと、いわゆる分庁方式でなければいけないと、方式として分庁方式でなければいけないというご主張ではないように思われます。已む無く分庁方式という。あと、千葉委員のは、またこのブロック制をおっしゃっていただけるのでちょっとまた違うのかなとは思われますけれども、それから、大内委員さんも「一部分庁方式を含めた総合庁舎とする」ということでしたけれども、お話をお伺いすると、要するに、本庁舎に入らないんだったら、分庁舎にするしかないんじゃないかというご意見。これも、分庁舎方式でなければいけないというご意見ではなかったと拝聴しました。それから、菅原委員さん、「若干のデメリットはあるが、分庁方式でスタートすべきである」と。このご意見も、今のご発言ありましたけれども、やはり分庁方式でなければいけないというのではなくて、いわゆる本庁方式に移行する間のことであるからということであれば、積極的な、いわゆる総合支所方式を否定した分庁方式論ではな

いと、こう理解しました。

そうすると、ほとんどの方が総合支所方式に反対というご意見はないと理解して、原案でいってもいいのではないかという。あとは、文言の若干の修正ということになるのではないかと思います。

飯田 明副委員長 私の代わりに総括して頂いて。

はい、じゃあ、千葉委員。

千葉伍郎委員 その人その人のやつを勝手に解釈付けられたってちょっと困るんですが。

武田正道委員 だから、「違う」と言われればいいですよ。私は違うというのがあれば。

千葉伍郎委員 意見があるとかなんとかでなくて、なぜそこに至ったのかという話をちゃんと聞いてもらわないと、解説付けてもらってね、それがまとめだと思われたらね、これはダメなんですよ。私が言っているのは、とにかく今すぐ庁舎が建てられないと。理想とすれば、最大の理想は、先ほど来から言っているように、新庁舎があればそこに集中する訳ですから、合併の効果がここに出てくる訳ですよ。

しかし、現状のままでは、新庁舎をですね、発足と同時に建てられないという状況があると。こういう状況の中で、じゃあ、総合支所方式で全部分散をしているのかと。これだって、非効率極まりない点が出てくると思うんですよ。そうすると、少なくとも新庁舎と支所との中間を取ります課題別の分庁舎方式というのは、その新庁舎が出来るまでの間の一つの過渡期として位置付けて何も差し支えないものではないのかなというふうに私は持論として持っている訳ですよ。新庁舎が別途出てですね、そこに入って行くのであれば、何もね、本庁舎だとか総合庁舎なんて言葉のあやでね、中身が。

しかし、総合支所というものと分庁舎方式というのが何か別に考えているんですけども、根っこは同じでしょう。業務の一端を分ける訳ですから。ただ、そいつをどのように分けるかということで、まあ何人かは言われているんですが、総合支所方式になると、何か今までのやつがですね、さっき言ったように、合併前の機能が残るような錯覚を起こしたりなんかするから、そうじゃなくて、原則的には住民サービスの部分だけが維持出来るようにしなくちゃ、最低でもしなくちゃならないですよというのが私の主張の前提にある訳ですよ。ですから、これはね意見を求めてもらわなくては困るんですよ。

飯田 明副委員長 済みません、千葉委員。

千葉伍郎委員 それでね、委員長さんね、意見を求めてもらわなくてない。人の意見さ注釈付けてね、こうだのああたのと言われたって困るんですよ、これは。全然違いますから、これ。

飯田 明副委員長 武田委員はそういう意図はないですよ。

武田正道委員 私の意見を言っただけであって、注釈は付けていないですよ。

飯田 明副委員長 それでは、中嶋委員、関連で。

中嶋太一委員 若柳の中嶋です。

多分今の議論だと、武田委員さんは注釈を付けたようには思っていないんです、私は。そういうふうには感じてなくて、千葉委員さんの意見に関しては、ちょっと何かニュアンスが違いますかってお話しなされたような気がしたので、その辺は余り論点ではないのかなというふうに思います。

というよりは、今武田委員さんのお話を聞いていて、私も原案どおりということでお話をしますが、なるほどさっきから皆さんおっしゃっていることは、やはり一部分庁を含めた中での総合支所みたいな形で、要するに、先々もっと具体的なこと、「細かいこと」と言うのであれば、具体的なことがど

んどん決まらないうちに議論している中で、ある程度包括的にやれるような状態をとっておくべきかなというふうなことを思いました。

それで、今武田さんのお話を聞きながらふっと思ったんですが、この中でやはり各面から、佐藤委員さんの「新市の事務所の設置方式は、新庁舎建設後は本庁方式とするが、当分の間、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」というのが案外、今日お集まりの皆さんの意見を総合的に集めると、この文言になるのではないかなという気がしたんですが、「した」というか私はそう思いますので、原案とはちょっと違うのかもかもしれませんが、この案がよく書けていると。

そうすると、翻って顧みますと、これ、協議会の案の原案と一緒になんですよね。（「一緒になりますね」の声あり）この案でよろしいのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。それに至るまでのこの議論を、いろんなさまざまな議論を否定しているのではないんです。その中でやっと辿り着いたのはやはりこの一文ではなかったのかという気がするんですが、それで、是非その方向で...（「中嶋さん質問、それでは、3は要らないということですか」の声あり）はい。当然1と2、2はそうですが、3も当然必要ですね。

これは、ちょっともう一つ言わせて頂くと、南アルプスの合併協定書を見せて頂きました。見ますと、設置方式ですから、事務所の位置についてだけなんです。設置方式については書いていませんでした。それで、各、残りというか、他の楕円以外の町と村の役所については、確か別項目、第14番目が何かのところ「支所として機能する、活用する」の一文だけだったような気がいたします。ですから、そのような形でいいのかなと。そういうような形も考えられます。

ただ、栗原の場合はまたちょっとあそこは違う地域性がありますので、やはりこういった形で設置方式というのを定めておいた方がいいのかなと。

そうしますと、2番目については、協議会に提案をされたあの文章、この佐藤委員の改めて書いてこられたこの文章ですけれども、これで、今皆さん散々議論されたことは網羅されているのではないかなということで、この方式を採用して頂ければなというふうに思います。（「ちょっといいですか」の声あり）

飯田 明副委員長 はい、じゃあ、菅原委員。

菅原 佑委員 菅原です。

さっき私なりのやつを注釈したようなんですが、私からも一言申し上げさせて頂くと、分庁方式とですね、それから、総合支所方式の違いは何かと。確かに総合支所方式ですか、今日提案されているようなんですけれども、住民とか職員、それから、行政サービスも合併前と余り変わらないということはメリットとして出ているようなんです。

ただ、ここで人件費とかいろんな維持費なり修繕費なり、そういう経済的な面がかなり食い込んでいくんだと。これを「当分の間、当分の間」で引っ張っていくから、合併のメリットは全然出てこない訳でありまして、四役を10分の1にする、議員を30にする、農業委員を40にすると。そういう一生懸命やってきていてですね、住民サービスと、そういうような感じで引っ張っていきますと、将来、どなたか言いましたんですが、新市の市役所なりなんなりを建てるべき財源がどんどん食っていってしまう訳なんです。ですから、やはり合併したことによって、シンボルといいますか、一体感を出すための、私は、市役所なりそういう役所はその時点からもう作っていきなさいという心構えを持って、多少

戸惑いがあるんですけど、早めにそういう一体感を醸成しながら経済効果も立てていこうと、そういうことで分庁方式がベターだろうということでございますので、ご理解頂きたいと思います。

飯田 明副委員長 総合支所との併設という観点だとちょっと違うということですね。

菅原 佑委員 違うんですね。

場合によってはこれはしようがないんじゃないですか。

飯田 明副委員長 場合によって。

菅原 佑委員 ということです。状況ですから。（「まとめていきましょうか」の声あり）

飯田 明副委員長 ということで、いろんな意見を頂いたんですけども、ただ、佐藤委員の場合は、これ、「新庁舎建設後は」ということになりますと、これ、「新庁舎建設」という言葉で入っちゃってもいいのかということですね、私ちょっと気になったのは、本庁形式をどうこうというのであれば、やっぱり新庁舎をやっぱり将来的には建てようという形になったと思うんですけども、そういうことだと解釈していいのかなと思います。

ただ、基本的には総合支所としての機能で向かっていく部分では、皆さんもそれは大体総意は得られているのかなという気はします。ただ、その部分ですね、補足して。

中嶋委員。

中嶋太一委員 私は、持ち帰って意見を聞く機会があるので、若柳に行くと、住民とか友人とか近所の人とかいろんな方に聞きます。若柳以外の方にも聞きます。いろんな方に。それから、当然この委員さん、協議会の委員さん方にもいろんな雑談の中でお聞きしたりします。大方「うん、作るべきではないかな」というふうな話が多いような気がします。特に、住民に関しては、一般の人達に関しては、やはりそういう意見ということで聞いています。

とすると、誰のための合併であり、誰のための市役所であるかということから考えれば、やはり住民側、市民が望むべきものじゃないかなという認識のもとに、ある程度建設するんだという方向そのもの、この文言、どういうふうに出てくるのかは、まあちょっとまた別の議論かもしれませんが、そういった方向性のものをこの小委員会で出していいのではないかなと。それから、財政規模とかなんとかということに関しては、当然そのものにおいて精査されつついくんだと思うんです。特例債でそんなプロジェクトが産業効果あるんだか何だか、そういうのは、よくそういうのは分かりません。ただ、やはり住民の感情的なものとか利便を考えればそうだと思うので、そういった方向のものをこの2番目から承認して構わないのではと思います。

飯田 明副委員長 という意見が出ましたが。

じゃあ、はい、伊藤委員。

伊藤竹志委員 今「住民」と言うことでしたが、やっぱり若柳とこっちの周辺部の住民、意見違いまして、「いらねっちゃ」という声が強いです、住民。鶯沢やこっちの方でね。「なあに、いらねっちゃ。財政が赤字だから合併だべ」と、「それを何とかするのが合併だべ」と、「それは早く解消してける」と、「何、庁舎だべ」と言うのが住民の圧倒的多数ですね、これが。それと、この間のアンケートでも「必要だと思うが慎重審議」と言うのが多かったと思うんですね。本当はしたくないんですね。だけど、財政がこんなに悪いと、そうしたら、やっぱり合併して何とかしなきゃいけないという声なんですね。だったら、庁舎を建てるよりも、みんなでとにかく栗原の財政を何とかすっぺ

というのが本音なんです。だから、私もね、帰ってからね、庁舎建てるということは、なかなか町民の方にはね、言えないかなと思う気持ちもあるんですよ。だから、そこをやっぱり希望を持たせるように、財政は再建するというのがやっぱり合併の任務だという認識がね、鶯沢の場合、大多数ですからね、それが強いもんですから、何とかそれに応えたいなという気持ちも受け取って欲しいなと思う。

飯田 明副委員長 貴重な意見ありがとうございました。

それでは、これで包括的にまとめるという意味ではありませんけれども、少し論点を整理してみたいと思います。

今の意見では、総合支所、あるいは、皆さんの意見を聞いた上では、一部分庁方式も取り入れては、場合によってはいいのではないかというふうな感じもしますし、それから、「合併前の機能をできるだけ維持していく」、この文言は、やっぱりちょっと多少なりとも住民サービスとかそういった部分、「合併前の」というとちょっといろいろと条件が付いてしまう部分もありますので、この文言はやっぱり多少検討はした方がいいのではないかと。それと、事務所の設置方式を、将来的に本庁にするか。となってくると、その場合、新庁舎を建てなければいけないということなんですけれども、これは、どうしましょう。ここでそういうふうな文言を入れるか、あるいは、検討課題として、来るべき新市になる段階での、要するに、先送りじゃないです。先送りというと非常に変になっちゃいますけれども、その時点で、その体制で持って検討をする、あるいは、そういった組織を作る方向性というものは僕はあるのではないかと思うんですけれども。

ただし、最初はやっぱり総合支所あるいは分庁方式。ちょっとこころ辺も意見の調整、皆さんから語りたと思いますけれども……（「委員長、今どこのことですか。2番ですか」の声あり）2番です。（「3番」の声あり）2番です。（「2番。3番……間違えた」の声あり）ああ、そうですか。（「いいんじゃないですか。次の会議の日程を決めて」の声あり）はい、済みません、ごめんなさい。今ちょっとあれしたので。（「2番か3番か、よく分かんないんですけども」の声あり）

小岩誠二委員 総合庁舎とか分庁舎と言うのは、お互いのいいところを取ってやればいいことであって、総合支所って、そういうことに拘る必要はないと思うのね。全体を眺めて考えて、活用できるものは、今のところはですね、庁舎をどこで、栗原郡10カ町村を最大限活用するということをもまず第一の条件にする。いわゆる経費削減するとか、そこにまず中枢するものを持っていくか、機能を持っていくというところがね、ある程度執行部になった方が、これはここの方がいいとかというのは、ここよりももっと専門家が考えた時に、ここは金成がいいと、この分は栗駒がいいよといろいろ出てくる。だから、お互いの良いところを持ち合ってやれば、何もそこに拘って、総合支所だとか一部分庁庁舎だって議論しているより、やっぱりそれなりの皆いいところある訳ですから、それを生かすような方向で検討してもいいと思うのね。

ところが、これが、1はどうか、2はこう、3はどうって、一つ一つきっちり決めんじゃなくて、お互いのいいところ、こういったものを利用して、活用しながら、こうやって後は、これから合併に向けてね、いろんな議論だと。一つ一つやるから、先ほど、伍郎さんも言ったように、「1番と2番と考えが違うんでねえか」と言うのが出てくるのね。一つ一つ切ってしまうと。だから、全体のままで考えればいいと思うので、やっぱりこのことだと思いますよ。

飯田 明副委員長 ああ、そうですか。私の場合、それを一つ一つきっちり決めてはなくて、意見のちょっと整理をしたいということと言った部分ですね。ちょっとその辺誤解があったかもしれませんが。分かりました。

じゃあ、千葉委員。

千葉伍郎委員 この三つをね、一つの文章にね、まとめていくというシナリオはね、非常に私は難しいと思いますよ、これ。（「そうです」の声あり）やっぱり短い文章でね、誰が見ても分かるようにしないとね、どっちさもつくような話をするとね、文章というのは分かりづらいものですから、ある程度ね、後で委員長さんの方で整理すると思うんですがね、やっぱりこの今日出た議論を整理すると、何がポイントだったのかと。

ただ、三つ目のやつが一番意見が割れているんです、これは。「原案どおりでいい」というのは9人しかいないんですから。（「そこでねえべや」の声あり）いやいや、今見ている範囲ではね。ですから、その議論はまず今出来ませんからね。まず、1番と2番の話ですね。そうすると、やっぱり今までの議論からすれば、まず、ここの2番までの段階では、庁舎が今すぐ建つ状況ではないですね、間違いなく。合併して即。ですから、やっぱりここにも書いているように、「現在の10カ町村の庁舎については、最大限活用するものとし」、今言ったように、この「当分の間」云々ということになって、先ほど言った、「機能」の前に、「住民サービスの機能」の文言を足してですね、この2番を整理していくというやり方の方でないと、落ち着くところないんじゃないですか、これは。（「そうですね。これは委員長がまずいんでしょう」「そうですね」の声あり）

中嶋太一委員 佐藤委員の文言をそのまま採用されてはいかがかという提案を私したんですが、それについての議論の途中で「『新庁舎建設後』という文言も入れますか」という質問があったので、私はそれに答えたのであります。それに対しての「新庁舎」云々と言うことに、また建設するや否やという議論になっていったのでありますね。その辺をもう一回戻ってですね、そういった方向で行くか、あるいは、最初のこの小委員会の意見を集約した内容のものでいいか、その辺を交通整理されて委員長がご提案をされて、皆さんにお諮りするという形でしていかないと、何時間あっても足りないんですね。

飯田 明副委員長 そうですね。はい。

大内 朗委員 さっき委員長がね、集約したようなこと、いいと思うんですよ。もう一回やってみらいいん。

飯田 明副委員長 どこの部分でしたっけ。体壊したのわかりますね。（「2回同じこと語らんねんだ」の声あり）ちょっと待って下さい。事務局の方で今ちょっと。

佐藤利郎委員 今千葉委員から出たやつでいいよね。とにかくあれ入れればね。

飯田 明副委員長 じゃあ、ちょっとここで休憩します。済みません。

午後9時33分 休憩

午後9時40分 再開

飯田 明副委員長 それでは、再開いたしたいと思います。

私の方でちょっと集約の部分でちょっと、どこの部分でっていうのがちょっと不明確で。

ただ、こちらの事務局の方で一応案として今まとめた部分で、それをですね、とりあえずその文面で良いかを発表して頂きたいと思います。ごめんなさい。

濁沼事務局次長 よろしいですか。

今千葉委員さんですね、お話ですと、「最大限活用」という文言...それから、その「住民サービス」云々ということも非常に強調されたと思います。その内容でちょっと文章を整理させていただきますとこうなるのかなと。「現在の10町村の庁舎については、最大限活用するものとし、住民サービス機能をできるだけ維持していくものとする」と、極めて簡単な調整ですが。

飯田 明副委員長 もう一度。

濁沼事務局次長 「現在の10町村の庁舎については、最大限活用するものとし、住民サービス機能をできるだけ維持していくものとする」と。「当分」も消えましたし、「総合支所」も消えました。

飯田 明副委員長 ちょっと済みません。佐々木委員。

佐々木幸一委員 「建設」の方は入らないですか。（「いやいや、また三つ目さ入るから」の声あり）

飯田 明副委員長 それは、三つ目だという。（「設置方法に全然触れないの」の声あり）

じゃあ、千葉委員、どうぞ。

千葉伍郎委員 そうするとね、今ちょっと見てみますとね、そうすると、今「当分の間」「一部」、私の主張からいくと「一部分庁方式を含む総合支所」というやつは、どっかさ消えちまって、この「総合支所方式」も何もなくなっちゃってね、（「それはちょっとまずい」の声あり）どういう形でね、地域にね、現在の庁舎を最大限生かすのはいいんだけども、その文言は入んねくたって差し支えないんですか。

飯田 明副委員長 「一部分庁方式を含めた総合支所」という、これは入れる。

千葉伍郎委員 「一部分庁方式を含む総合支所とし、住民サービスの」云々というやつにした方が、（「同じことだ」の声あり）同じことだとは思いますが、そこさどうしても入れねえとね、（「そうですね」の声あり）後から見た時分かんねくなっちゃう、これ。

飯田 明副委員長 それが入ってオーケーですね、皆さんね。はい。（「『最大限に生かす』とか何とかっていうのいいからっしゃ」の声あり）そうですね。「現在の10町村の庁舎については、一部分庁方式を含めた総合支所方式として活用する」。（「最大限活用するのっしゃ」「『最大限』要らね」の声あり）はい、それでは、皆さん、ちょっとこちらの方で。

濁沼事務局次長 先ほどもちょっと説明させて頂いたことを再度説明したいと思います。

本庁、総合支所方式の二通りがあって、当然これで入らない場合は分庁しかないと思うんです。入るかも、入らないかも。入る時には分庁は必要ないんです。ここで「分庁方式」としてしまうと入る入らない別にして、初めから分庁しますよということです。ただ、この辺のですね、文言だけはそういう解釈で。（「総合支所方式でいい」「原案どおりでいい」「いや、だからさ、それは、今の.....。もう一回」の声あり）

千葉伍郎委員 いや、やっぱり日本語ですからね、別に私はそこに拘るつもりはないんですよ。い

ずれにしたって、今の庁舎が建設されるまでの間はどんなことがあったって無理なんです、これ。現実の問題。総合支所方式で消化しようと思ったって無理なんですよ。もともと無理なんです。ですから、私は強調したつもりではないですが、「一部分庁方式も含む総合支所」という文言を使ったら、何もね、分庁舎を強調している訳でも何でもありません。いわゆるその方式も含む総合方式というものを位置付けとして明確にしておかないとね、そこで切っちゃったら、「何だっけ、やんねって言って、そこさ消極的だったのに、出てきたのおかしいんでねえか」という議論になるから、その一括方式を含む、「分庁方式を含む総合支所方式」という文言は、私は生きると思いますよ、これ。後で見た場合に、協議会で。（「俺もそういうことっしゃ」の声あり）

飯田 明副委員長 要するに、総合支所出来るんだと。そうでないと、やっぱり分庁と言うことは考えられます。そういう解釈で、皆さん、よろしいですね。そういう解釈の総意を私は聞きたいんですけども。じゃあ、それでいきましょう。（「副委員長話したから、もう一回お願いする」「何回もやっているうちに文章が違ってくる、2回同じこと語らんねんだから」の声あり）じゃあ、私がもう一回言います。「現在の10町村の庁舎については、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」。それで最大限生かす、最大限入れますかね、基本的にはこの文章で「最大限」というのはありましたか。（「それは要らない」「『分庁舎とする』でいいんじゃないですか」の声あり）じゃあ、「最大限」入れないで、今のでよろしいですね。

ただし、その背景には、要するに、今まで皆さんから出して頂いた内容のことが全部含まれているということに解釈をして頂ければという。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。（「その他」の声あり）

決まりましたね。

こういう形での総意というのは、やっぱり私も目指していきたいと思いますね。（「住民サービスの何、書いてない」「カット」「いや、カットでないでしょう、だって」の声あり）

飯田 明副委員長 だから、それは……。

千葉伍郎委員 そういう言い方するから文書で処理しないとダメなんです、やっぱり。文書で出してもらわないとダメです、これ。言葉でだよね、みんな切ったりなんか勝手にしますから。ダメです、やっぱりこれは。だれ、今も何回か言って、3回まとめても3回とも違うんだもの。（「そういうのは副委員長が言っているから」「いいんです、今は書いてある内容だけだから、何もね」の声あり）

飯田 明副委員長 「現在の10町村の庁舎については一部分庁方式を置いた総合支所方式とする」ということで、尾ひれ、腹ひれとか付けていませんけれども、気持ちとしてはそういうものが全部入っていると。

千葉伍郎委員 いや、気持ちではあったかもしれないけれども、これ、協議会さ行って、この協議会に入っていない協議会委員が文章を見た時にね、不足するものが出てきますよ、やっぱり。だから、ちょっと屋上屋重ねるかもしれませんが、一番心配するのは、やっぱり住民サービスの部分がどうなるんだということですからね。ですから、住民サービスの機能というものを強調しておかないと、私は疎かにされる可能性があるんでないのかということなんですよ。

飯田 明副委員長 実は、私の提案でもそこら辺は書いておいたんですけども。入れた方がいい

ですか。（「今のでいがす」「今の副委員長案でオーケー」「補足的にそういうようなことを付け加えるっていうのはちょっと」「だって、説明するんでしょう、本会議で」の声あり）

濁沼事務局次長 今の議論はですね、私が説明します。さっき副委員長さんが言ったのは、「現在の10町村の庁舎については、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」と。これで終わったんですね。これに対して、今千葉委員さんは、「住民サービス機能を最大限維持するものとする」という文言を入れるべきだという今お話をした訳です。この部分については、皆さんにもう少し調整をして頂ければいいかなと。（「委員長」の声あり）

飯田 明副委員長 はい、津藤委員。

津藤國男委員 ええとですね、この入れる、入れないというような形よりもですね、総合支所方式でいくというような形で、この設置方法について、そのメリット、デメリットの分で説明されているんですよ。総合支所方式は、この住民サービスは当然これでできますよと、こういう形で謳っているものだから、ここに入れる必要があるかどうかというような問題なんですけれども、それは私は必要ないと私は思います。

この中でですね、先ほど事務局が説明したように、総合支所方式でいって、尚且つ入れない場合は分庁方式採りますよと、これはやむを得ないですよというようなそういう事務局の説明ですから、私はこれでよろしいと、こういうふうに思います。（「もう一回、委員長」の声あり）

副委員長 はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 あのね、これも2番の中にね、「原案どおりでいい」という人が半数以上いるんですよ。そうしますとね、先ほど来からお話ししているように、「合併前の機能」という話になるとね、広義に捉えたり狭くとったりして、意見が分かれる所が出ますよと。そういう意味からすれば、「住民サービスの機能」という文言が前にあった方がより適切ではないのかという話からね、「住民サービス」という文言が出てきたんですよ。それをね、全部切っちゃってね、「原案どおりいい」なんてことじゃないですよ。原案の大幅修正ですよ。これ無くなったら。こんな議論っての。原案というのはそうじゃないでしょう。原案というのは、今あるやつをどうやっばり補強しながら他の皆さん方も出来るようにするかという所に議論を集中してもらわないとね、その都度ね、がらっがらっと変わって、それが原案だなんていう議論されたんではね、これはね、全く私は議論の仕方が違うと思いますよ。原案どおりだという方が十二、三人いる訳ですから、これ。現実の問題として。（「議論した結果だもん」の声あり）いや、議論した結果、原案どおりでいいと来ててね、それは、議論した結果ね、するんだったら、この原案を無くすの話だもの、どこに。

飯田 明副委員長 基本的にそれが全部無くなっているかどうかというと、私はそう解釈はしないです。

千葉伍郎委員 文書で出してみてくださいよ、もう、整理して。だれ、何回も、人語ったやつだからそんなに正確に分かんないからね。全て文書で残ることですから。

飯田 明副委員長 これについては、何かご意見ありますか。基本的にはその……（「はい、あのですね、委員長」の声あり）はい。

津藤國男委員 協議第8号のこの1の「原案どおりとする」というのは、この2番目にですね、今話しているように、「新市の事務所の設置方式は、新庁舎建設後は本庁方式とするが、当分の間、一

部分庁方式を含めた総合支所方式とする」、これが原案なんですよね。これ、原案ですよ。

飯田 明副委員長 はい。

津藤國男委員 これを踏まえてですね、今議論をした中で、事務局からも説明をされて、その説明された中に、いろいろ変わりましたですね、そんなにさほど変わりはないんですね。総合支所方式でやって、それで分庁方式でやる。この中には、メリットとして、「行政サービスが最大限活用しますよ」と。この文言についてはですね、これをこの中に含んでいるんですよ。この含んでいるこれを前面に出して、この原案にですね、付け加えるかどうかというのはそういう意味だと思っんです。それは、私は、これで構わないんじゃないかなと、そういうふうに思っんですけれども。

飯田 明副委員長 という意見ですけれども、どうでしょうかね。

私の、またこれも自分で申し訳ないんですけれども、敢えてそこの部分、書いている合併協議会での協定項目でそれを提示している所もありますけれども、これ、やっぱり書いてない所もやっぱりあります。そこの多分含んでいる意味というのは多分同じだとは思っんですけれども、ただ、津藤委員がおっしゃるように、やっぱりその部分では基本的には載っている訳ですから、そこを敢えてやっぱり書くべきかどうかという部分ですね。協定項目そのものは、分かりやすいのもいいでしょうし、短い語句で簡潔な方がいいのかどうか.....。

津藤國男委員 分かりやすく出すというのであれば、これはサービスをね、全部、メリット、デメリットの分を全部前面に出すというのであれば、それはそれでも結構だと思っんです。

でも、この場合ですね、こういうふうに説明されてあるんだから、これで私はいいと思っんですね。

飯田 明副委員長 そういうことで、皆さん、よろしいですか。（「はい」の声あり）

はい、じゃあ、これはこれで。

千葉伍郎委員 それはおかしいでば、それは。

飯田 明副委員長 どうして。

千葉伍郎委員 おかしいです。議論の経過からすれば、おかしいですよ、委員長だって。これはもう、今言ったように、機能って言ったって抽象的ななという話で、議論進めて来たんでないですか、ここさ来て。今、文言の整理したためにね、資料がどうだこうだというのは私達の話ですからね。資料は住民の中に後で行かないんですから、これ。だから、メリット、デメリットも歩いていかないんですから、誰が見ても文章が分かるようにしなくちゃいけないんですから。

津藤國男委員 いや、委員長、これは、新市計画の場合はですね、全部出るはずですよ、これは。将来構想の中でね。新市計画で示される。

千葉伍郎委員 いやいや、将来構想でどういう議論するか分かりませんが、これは小委員会のね、意見として委員会に出すんですからね、これはね。今この議論をしている人達の議論じゃないですよ。

津藤國男委員 それをですね、建設計画の中で.....。

千葉伍郎委員 建設計画は関係ないんだっての。建設計画は建設計画でしょうが、これは。

飯田 明副委員長 そうしますとですね、あともう一つは、こういう合併協定項目で、これはこの文書でやっておいて、それに補足的にそこの部分を表現する文章、例えば、「合併前の」云々という

ことについては、そういった記述の方法も私は見ておりますので、例えば、そういうことである意味では表現してはどうかという気もするんですが、いかがでしょう。

千葉伍郎委員 だから、くるくる変わってしょうがないから、きちっと文書で表現、文書を出してもらって、それでいいか悪いかという議論をしないとね。（「そういうことは可能ですか」「委員長言ったのでいいんじゃないの」「それを前面に出して頂ければ、それはそれで、違う文書でね、出さねえしさ」「はい」の声あり）

飯田 明副委員長 はい、中嶋委員。

中嶋太一委員 今の議論、基本的に津藤さんの意見に私賛成します。千葉委員さんのおっしゃった文言を入れる、入れないということについては、やはりこれ、いろんな経緯の中で、合併協定項目の重要、1、2、3、4番目だかの項目に入ることを今議論しているんだということです。それを敢えて、「敢えて」と言うとな変です。ちょっと元へ戻ります。それを市民の皆さん一人一人にご理解頂くということが果たして可能なのか、あるいは、必要っていうか、必要なんでしょうけれども、別の形の方がなお分かりやすいのではないかなと。それが、具体的には、新市建設計画であるような気がします。それは、他の小委員会、まちづくり検討小委員会でも今後定義されていくんだと思いますし、それから、間違いなく協議会でも提案されると思います。その時に、今回の議論を踏まえて、我々この新市事務所の小委員会の委員としては、きちっとそこで提言を、市民の皆さんに分かるように、住民サービスを最大限していくんだよということを謳うような形のを忘れず入れるということでコンセンサスをとって、今回のこのこれについては、「現在10町村の」云々とおっしゃいましたね。その委員長の方向でいったらいかがでしょうか。（「賛成します」の声あり）

飯田 明副委員長 という意見ですけれども、皆さん、どうでしょう。よろしいでしょうか。（「はい」「お諮りしたら」の声あり）はい。

そういうことで、内容は文書で捉えていきます。

ただし、それは、全然千葉委員が言ったことの文言を無視する訳ではございません。結局基本的にはそういったものを、何らかの機会でその「住民サービス」云々についての説明等は、その機会があればきちんと含むものとするということで、一応この案でまとめさせて頂きたいと思います。（「ちょっと待って」の声あり）もう一回言いますか。「現在の10町村の庁舎については、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」と。はい。この文章で。（「いいんじゃない」「オーケー」の声あり）

千葉伍郎委員 いや、「分庁方式にする」、あとは何ですか。

飯田 明副委員長 「一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」、終わりです。

千葉伍郎委員 それだけですか。

飯田 明副委員長 はい。

千葉伍郎委員 機能維持問題も全然触れないんですか、この協定の中に。上申するところに、何かで付けるだとか、そんな中身じゃないでしょうと言うの、これは。3項目という形の中で整理する以上は。

津藤國男委員 設置の方法なんです。設置の方法。設置の方法だから、これは、私はこれでいいと思うんです。何か違う項目があるんなら別ですよ。その設置に対してね。これは、設置の方法をどうするかということを議論しているんですから。設置の方法に対してこうですよと。それに何かのま

ず定義を付けるのであれば、ここの所に住民サービスを前面に出して、もうできるような、そういうふうな設置の方法をやりますよと言うんだったら分かるんだけど、そこまで付けるんだっいたらいいですよ、それでも。これはこれで、設置の方法だけここで議論しているんだから。

千葉伍郎委員 設置の方法だけじゃなくて、「設置等」というから、その他のものも入っている訳ですよ。（「その「等」は違うんでねえの。その「等」は違う「等」だね。」の声あり）

千葉伍郎委員 設置だけの問題ではないですよ、これは。タイトル見て下さいよ。その設置だけの議論じゃないですよ、これは。

飯田 明副委員長 そうですね。総合支所方式というのは、住民サービスを要するによりよく提供するという文言がやっぱり含まれていると思いますので、ですから、私は、この文で、もしもよろしければ、そこら辺の部分は、皆さん、よく解釈されているということで、先ほど私が申し上げた分としての協定項目2番目ということでしたいんですけれども、よろしいでしょうか。（「はい」「反対無し」の声あり）

千葉伍郎委員 反対。そういう分かんないこと何回も言うんでは。

（「じゃあ、反対意見一部ということで。」の声あり）

飯田 明副委員長 じゃあ、どうしますか一部反対意見ということで。

千葉伍郎委員 一部反対意見でないですよ、これは。何対何ぼでやるんですか、この問題。

飯田 明副委員長 やりません。

千葉伍郎委員 だから、やらないんでしょうともさ。これはあんた、鉈を熊に投げる話でしょう、今までの経過から言えば。住民機能の問題で議論したんでしょう、今。

飯田 明副委員長 変なふうに多数決取ったりとか、私そういうことはしたくないんです。「千葉伍郎委員の言っていることも確かにそのとおりだ、賛同できる」という方、いらっしやいますか。

千葉伍郎委員 これでは一部文章が不足するでしょうと言ってるの。原案が全く変わっているんでしょう、後半の部分が。

飯田 明副委員長 原案というよりは.....。

千葉伍郎委員 いやいや.....。

飯田 明副委員長 基本的には、原案となる部分というのをこの小委員会で、皆さんの話し合いで決めようとしているんです。

千葉伍郎委員 それはそのとおりです。そのとおりです、それは。だったら、議論する必要ないんでないの。

飯田 明副委員長 それで、議論をして出た案と、それと、議論しないで出た案とはやっぱり内容的には違うべきものだと思いますので、私は、この今言ったその案で、それは、皆さんの議論もある程度出尽くしたと。それで、その内容的なものについては、責任持って回答できる内容として私は提案できるのではないかと考えておりますので、それで皆さんよろしいですか。（「はい」「賛成です」の声あり）

千葉伍郎委員 それでダメです。

飯田 明副委員長 「ダメ」という意見ありますが...

千葉伍郎委員 納得できません。

飯田 明委員長 「納得できない」。

千葉伍郎委員 はい。時間をかけて下さい。（「いや、はい」の声あり）

副委員長 じゃあ、佐藤委員。

佐藤利郎委員 優柔不断と言われても申し訳ないんですが、これ、例えば、最初のこの、書いてますよね。この部分に付け加えて文章を作ってはやっぱりまずいと思うんですか。ダブる感じがあるから嫌という感じかな。今、ほら、下の方のね、「合併前の機能をできるだけ維持していくものとする」というと、頭の悪い私にとってはすごく分かりやすい訳さ、実際はね。確かに同じことを言っているんだけど、私さっきそれに付け加えっかなとは思ったんです、実際の話。そうしたら、ぽっと切られたから、まあ、切っても何とか分かるからいいかなとは思っているけれども、付けたら問題はあるのかな。下の方の文章を付けたら、重複するからこういう意見ではおかしいですよという意見があるのかどうか。また、これを付けることによってうまくないという部分があるのかどうかちょっと聞きたいんだけど。

飯田 明副委員長 はい。じゃあ、伊藤委員。

伊藤竹志委員 付けたことによってまずいと思っています。議長案でいいと思っているんですね。というのは、まずこれは、さっき「位置等」ではなくて、「位置等」の小委員会ですけども、まず、位置では、市になった時はどこを市役所にするか。「築館にする」でいいと思うんですね。そうなった場合、どういう方式をとるか。それは、分庁舎方式か総合支所方式、きれいにまとまっているんですね。それで、3番目には、将来市役所を建てるに当たってはどうするか、これ、まだ議論していませんけれども、というふうにまとまっているんですね、うまくね。

それから、あと、千葉委員の方からは、新市の建設計画とこことは別問題だと。ここではここの結論を出すんだというようなご発言が確か先ほどあったと思うんですけども、私はそれ違うと思うんです。やっぱりここで議論できない問題もあるんですね。やっぱり建設委員会の中でも、新市の建設委員会の中で議論しなければ回答出せない問題もこの中にたくさんあるんです。

だから、まず、ここではその3点、位置はどこか、どういう方式をとるか、それから、新庁舎をどうするのかと、この三つが謳われたら、僕はそれでこの委員会の任務は終わっていると思いますので、それで採決お願いいたします。（「いや、はい」の声あり）

飯田 明副委員長 じゃあ、千葉委員。

千葉伍郎委員 あのね、せっかくの議論だけれども、先ほど来から言っているようにね、切った後にね、文章を入れたことによって不都合がどこにあるんだというのさ、逆に。文章というのはね、少なくとも後々分かる話だ。何か説明を加えなければ理解できないような文章というのは私はすべきでないというの、原則的に。ですから、住民サービス、ここには住民サービスというのはないんですが、「機能」云々と一般的に言えば、機能というのはいっぱいありますよ、いろんな意味で。合併に対するそういう一部分庁方式や総合支所方式は取るんだけど、少なくとも、この問題については、住民のサービスの面については落とさないんだよ、質的に落とさないんだよということを強調しておかないと、合併に対する不安が依然としてあるでしょうと。その中での問題点としてここに誠心誠意応えていくというのは、何もそんなにね、鬼の首とったような気持ちでは私はないと思うんですよ。だから、文言の下りが悪いっていうんなら、下りの仕方を書けばいい話であってね、そんなに、

入ったことによってね、何か別な波及効果が出てきたりね、何か障害になるようなのが出てくるんじゃないか。何にもないと思いますよ。（「委員長」の声あり）

飯田 明副委員長　じゃあ、菅原委員

菅原 佑委員　私、最初はですね、分庁舎方式が、結局合併の本質を発揮するためにいいだろうと。ただし、いろんな戸惑い、住民に対してあるんだけど、支所を作ると。

ところが、その中で話し合った結果、一部が分庁舎方式。さらに、それに含まれかねるのが総合方式にすると。両方とも、地域の住民のために、将来のためにやる訳なんですから、これはもう住民のサービスが低下とかなんかって、そういう次元の話じゃないと思うし、仮に、分庁舎方式とか総合方式にした場合、総合方式入れていけば、これは、分庁舎方式よりも、ここに書かっているとおり、住民のサービスは従前と変わりはないと。しかし、それは、合併しないのとほぼ同じような格好になっている訳ですから、合併するという事は、地域の住民のためにサービスを向上させるためですから、敢えてここにね、文言的に入れる必要は私はないだろうと。委員長が整理していたようですから、大分時間もかけた様子なんで、私はそれでいいんじゃないかと。

特別に入れるというのは、何か噛み返すような話になるんで、その辺はご理解を頂いた方がよろしいんじゃないかと私は思います。

千葉伍郎委員　いや、そうだとすればね、なおさらのことですよ。なおさらのこと私は入れなければならぬんじゃないかと思っていますよ。なおさらのこと。今言うような状況であればなおさらのこと。

それから、さっきから何回も言っているんだけど、「総合支所方式」という言葉でもし錯覚を起こしている所はないでしょうか。今までと同じなんだと。同じじゃない訳ですよ、決して。これは、さっきから何回も事務局も説明しているようにね、「同じじゃないんだよ」と。ところが、「開けてみたら、同じじゃなかった」という議論になるんでないでしょうか。私は、そういう意味からすれば、「総合支所方式」という言葉の中のあやであって、実際は、とにかく合併の効果を出すために最大限の方式を採っていく訳ですからね。しかし、残念ながら、本庁舎というものがまだ建ってない段階で、一部分庁方式や総合方式というのを採らざるを得ないという過渡的な処置なんですよ。しかし、その中でも、「住民のサービスの機能については低下をさせませんよ」という住民の安心感を文章の中に挿入することがね、そんなに問題があるんでしょうか。私はそんなに目くじら立てるくらい問題ないと思いますね。（「委員長」の声あり）

飯田 明副委員長　はい。

武田正道委員　どっちも問題ないだと思いますよ。そんなこと言ったら、1番にも入れなくてないし、2番にも入れなくてないし、3番にも必ず、何かのけつに必ず「維持する」とか「住民サービスの低下を防ぐ」という、全部の協定書の文言に入れなくてないじゃないですか。それは、協定書のどっかの一つに「この合併によって住民サービスを低下させない」ということを謳ってあれば、その後決められる協定項目はそれにのっとってなっているということは、これは常識というか、当たり前のことだもの、ここで入れないたって同じことだと思いますよ。逆に、何でそんなに拘るんですか。ここまで、20人中19人がそういう意見なんですよ。

千葉伍郎委員　文章に拘っている訳じゃなくて、そういう精神がこの、協定書の話をしてますが

ね、前段の協定書の話を見ている訳じゃないですからね、現実の問題として。今この設置等の問題で議論している訳ですよ。ですから、これは建設委員会で話にされる問題だとかそういう議論じゃなくて、今提起をされている問題を直視する必要があると思うんですよ。何も余計なことを推測して、こう入るだろうとか協定文になっていくだろうとかという推測のものじゃなくて、現実のものとして今三つの形の中で処理しようということだから、そんなにそれこそね、悪い文章ですか、逆に。何も悪い文章……。ただ、接続が問題だとかあるとすればね、これはもう文章整理すりゃいい話ですね。その基本が議論されないでね、必要あるとかないとか、「こっちは書かっている」とか「こいつ説明すれば足りるんだ」なんていう議論はね、噛み合わないですよ、やっぱり。

武田正道委員 議論されていないというのは失礼じゃないですか。皆さん、考えていると思います。他の人も。

飯田 明副委員長 じゃあ、伊藤委員、どうぞ。

伊藤竹志委員 たびたび申し訳ないですね。

私は千葉伍郎委員の気持ちがよく分かるんですね。だからね、やっぱり先ほど言ったように必要はないという気持ちは変わらないんですけども、ただ、私、目くじら立てる訳ではないけれども、ただ、ちょっと気になったのは、新市建設委員会とこことは別だとか、ここはここだという所がちょっと気になっているんです。そうではなくて、ここで縛ってしまうのかという、逆に言うんですけどね、千葉委員の意見が、新市計画の内容をここで縛っちゃうのかみたいな感じにも聞こえる。これは私の感性の問題ですから、そういうつもりじゃないと思うんですけどもね、そんなふうにも聞こえたものですから、特に。ですから、私はそれは特に入れる必要はないと特に思ったもので、やはり新市建設委員会とやはりこれとはやはりいろいろと関わる所があるということをやはりご理解頂きたいと。で、その中で、やはり住民サービスをより充実したそういう計画と一緒に作って欲しいというちょっと思いがありますんで、その辺を是非ご理解して頂きたいなと思います。（「はい、もう一回」の声あり）

飯田 明副委員長 じゃあ。

千葉伍郎委員 あのね、この委員会を付託する時の最初の議論を振り返って欲しいと思うんですね。この委員会の原案というのは三つになっておったですね。三つになった時に、この小委員会は委員会のその三つの項目について拘束をされるものかという議論をしましたね。それで、事務局は、最初は「拘束されません」という話をしたが、2回目の時に「これは撤回してくれ」と。そんな話があるかということで、妥協案としては、協議会で提案をされたという事実は残っていると。しかし、拘束するものではないということでこの会議は進んできた訳ですよ。そうしますと、今言ったように、このたたき台になっているのは、協議会に提案をした所が一つの事実として、足踏み状態ですけども、そこから始まってきたことは間違いない。何の条件も付いていないはずですよ。しかし、現実の問題としては、ここのタイトルにありますように、「新市の事務所の位置等の検討」だという話からね、この問題が発展をしてくまして、前回のいわゆるこの全体の意見の集約としてこの小委員会の意見集約案という形で皆さんの方に配付をされ、そこからたたき台として、異議なしという話が半数以上が出てきたという流れからすると、下の文言というのは、私は、ある意味では、切っても切り落とせない中身ではないのかなと。それを今ここでね、賛成の方々も含めて、「原案に賛成です」という方も含めて切り落とすことについてはいかがかなという私は感を持つ訳です。ですから、くだい

ようですが、原則的には、私はこういう考え方というのは生かすべきだというのが主張の根源になっています。（「はい」の声あり）

飯田 明副委員長 ただ、その協定項目の中にそれが生かされていないかと感じるのはね。

はい、どうぞ。

菅原 佑委員 志波姫の菅原です。

私は、この小委員会の付託というのは、庁舎の設置方法についてどうするかということでありまして、方法として、本庁方式、分庁方式、それから、総合支所方式があると。この三つのうちからどうするんだということがここに付託された部分であって、いろいろ特徴なんかいろいろ書いてありますよね。その中で、答申するんであれば、さっき委員長が言ったように「一部ミックスした総合方式」という答弁で私は。あとは、いろいろ経済面なり行政サービスなり将来の展望なり合併メリットなり、いろいろここで十分時間かけてやっている訳ですから、その中にあえて「行政サービスを低下させない」と言う必要は、伍郎委員の「そこを是非、付けなくてはならない」というのは、私はむしろ納得できない、理解できないんですね。3方式のうちどっちするかという中で、なぜそれを主張しなければだめなのかね。それはこの書いている特徴としてね、いろいろあったし、経済面も私らいろいろ論議した訳ですから、それは含むんだという中身で、私は委員長報告のこれによろしいだろうと思う訳ですね。（「賛成」「はい、もう一回いいですか」の声あり）

飯田 明副委員長 はい、じゃあ、武田委員。

武田正道委員 じゃあ、もう一回最後に、高清水の武田です。

前回の会議も思い出して頂きたいと思います。前回も大分紛糾しまして、最後にある程度の妥協案を申しまして、「それでは、その文言を後ほど事務局で精査して各委員さんに配付し、その結果、『あの時話し合ったのと違うよ』というような、『俺が聞いたのは違うはずだよ』というようなものがあつたらば、そのことを指摘して下さい」というような文章が配付されてきました。だから、私は、私の記憶としては、1と2についてはあの時ほぼ合意していたのではないかと思いました。

本日こうやって来ましてこれを見ますと、例えば、逆に言えば、千葉委員の金成役場論、ブロック論などはあっと驚く、あの時の合意は何だったんだろうと思います。

それから、今「合併前の維持をするべきだ」云々の語句を加える、加えないの議論で大変盛り上がっておりますが、本当にさっきから何度も言うように、付けても付けなくてもいいんですけどもね、それ。例えば、付ければ、多分「機能をできるだけ維持していく」というのは、「『できるだけ』ってどこまでだ」って言うだろうし、付けなければ「付ける」と言うだろうし、前回の、やっぱり会議ですから、前回のある程度の結論を踏まえて続いていかないと、全く変わったことを言われたんでは、また振り出しに戻ることを何回もやっていたんでは、何ですかね、別に長く会議することは嫌じゃないですけども、実のある会議をしたいです。そういうふう言葉の遊びとか、あるいは、前回本当に、前回...、だから、今日は委員長さんにしっかり確認してもらっていますけれども、前回、「文言は、じゃあ、このようなことでいいですね」という、多分私が申し上げたことが残っていると思いますが、それで、「じゃあ、ほぼいいですよ。ただ、「てにをは」があるから、それは事務局にお任せして」。3番目についてはあの時も結論は出ませんでしたよ。でも、1番目、2番目はほとんど結論が出ていたのが、その文言についてご意見をということに対して対案が出てきて、それが全くあの時と話が違うこと

で来ているという。こういうことを繰り返していたんでは結論がいつまでも出ないから、委員長、本当は全会一致でという所なんでしょうけれどもね、千葉伍郎委員さんにも是非ご納得、他の委員さん皆さんご納得された訳だから、是非ご納得頂きたいと思うんですけどもね。

以上です。（「もう一回」の声あり）

飯田 明副委員長 どうしましょうかね。これ、意見の言い合いになってしまうような気が。

千葉伍郎委員 あのね、やっぱりこうなってしまうと、言い合いになっているんですよ。現実ね、今言ったように、この小委員会の意見集約とは全くかけ離れた方向で出ているんですよ、今ね。逆ですよ、今度は。逆にお返ししたいというの、武田さんの方に。だれ、まるきり違う話でしょう、今度。さっき言ったのは、たまたまこの「合併前の機能」という抽象的な話では、これは困るから、「住民サービス」という前言葉があった方がいいんじゃないですかと。流れとしてはそういう話になってきたんでしょう。ところが今ここに来ればね、「それはねくたっていいのだ」と言うんだったらね、この「原案どおりいい」と言った人達は一体何考えているんですか。

飯田 明副委員長 「なくてもいい」とは言っていませんよね。「敢えて入れる必要はないのではないか」と言っているんです。

千葉伍郎委員 入れたって障害があるんですかとさ、逆に。逆に、「入れたって支障がない」というんならば、まだその方がいいんじゃないですか。

飯田 明副委員長 ただし、皆さんは「入れなくてもいいだろう」というふうなことで。

千葉伍郎委員 そしてね、この協議会は、もともと満場一致方式なんですよ。

飯田 明副委員長 であるべきだと思います。はい。

千葉伍郎委員 これはもう最初に確認しているやつですからね。総会に入る前から。ですからね、少数意見切り捨てると、明日も議員定数問題もありますかね、そういう方式採ったらこの問題はまともなくなるんですよ。

飯田 明副委員長 私は、最初に「そういうことはしない」と言明しておりますので、そこら辺は。じゃあ、事務局から。いいですか。じゃあ。

濁沼事務局次長 これ、皆さんのですね、これは非常に難しいんですが、「必要ない」「必要」という部分になってきますと、これはどっちかにしないと難しいんですが、この、先ほどの千葉委員さんは、内容としては、「住民サービス機能を最大限」という表現を使われています。ただ、その前に、その「住民サービス機能」という部分を強調されているようですが、これは、その内容から言うんですね、例えば、こういう方法でちょっと整理をしてみたんですが、これは、あくまで皆さんの両方の内容を含めて。

その前に、先ほど小委員長さんがですね、「現在の10町村の庁舎については、一部分庁方式を含めた」というふうになると、10町村の庁舎は、全て一部分庁方式を含めない」となっているんです。先ほどの「現在の10町村の庁舎については、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」という話だったんですが、そうなりますと、現在の10町村の庁舎については、一部分庁方式を含めない」と、「含めた総合支所方式」ということになると、また後から文言的にですね、10町村の庁舎は全て分庁方式の機能を持たないとダメだ」という理解をされますので、これはそこがちょっと問題になるなということ。例えば、このようにまた変えることもできます。「新市の事務所の設置方式は、一部分庁方式を含

めた総合支所方式とし、住民サービス機能をできるだけ維持していくものとする」と。これは、「最大限」の所は取りました。「住民サービス機能をできるだけ維持していくものとする」と。これは、皆さんの中をとったことになるんですが。もう一度、「新市の事務所の設置方式は」、「設置方式については」、「新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含めた総合支所方式とし、住民サービス機能をできるだけ維持していくものとする」という部分と、例えば、千葉委員さんの「住民サービス」、これも文章の中に入れてありますから、このようなことで、これ、折衷案ですが、いかがでしょうか。

飯田 明副委員長 じゃあ、皆さんの意見。じゃあ、菅原委員から。

菅原 佑委員 「できるだけサービス機能を維持していく」ということだと、まるきり無しだと、サービス無しのような感じを...、それを付けたことでかえって悪い印象を与えますね。私としてはそういう受け止めたくありません。書いてない方が私はすっきりすると思います。

副委員長 この折衷案、あと、他にどうでしょうか。やっぱり最初の案の方が優れますか。

(「そうですね、イントロのところに」の声あり) 同じなんです、最初の方はね。ただ、その後ですね。「一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」と。あと、それを「し」と付けたという感じですけども。

はい。

白鳥英敏委員 その辺はまた後から言われたもので、「10町村の庁舎については...」という所、何でしたっけ...、後新市の事務所の設置方式は...。

飯田 明副委員長 菅原委員のお話は、それは敢えて、最後の文言ですね、「総合支所方式とし」の後の文言は、やっぱり敢えて必要ないのではないかと。そうしますと、折衷案ということで、もしも私が最初言った部分の案で言いますと、「現在の10町村の庁舎に」という部分が書き換わりまして、「新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」というふうに書き換えることになるかと。その後、今折衷案として出たのは、この千葉委員が言った部分に対して、言葉を少し引用して、「総合支所方式とし」という、これを付け加えてはどうかということですけども、それは敢えて避けて、付け加えない方がいいというふうな意見があったと思います。

(「はい」の声あり) じゃあ、中嶋委員。

中嶋太一委員 今委員長がおっしゃった「新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」、簡潔でよろしいかと思います。

飯田 明副委員長 ありがとうございます。

これについて、他にご意見ありますか。(「ありません」「ないです」の声あり) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

確認しますけれども.....、(「委員長」の声あり) はい。

千葉伍郎委員 持ち帰らせて下さい。(「委員長」の声あり)

飯田 明副委員長 はい、じゃあ、伊藤委員。

伊藤竹志委員 これは私、規約を読んだんですけども、これはこのままですね、協議会会長に報告をするという形でもいいのではないかという気もするんですけども、その辺どうなんでしょうか。規約上は問題ないような気がするんですが、そのまま。規約は「及び却下」についてということ

なっています。そういう……。その間また3の方に進めてもいいんじゃないですか。（「それは出来る」と私も思います」の声あり）

飯田 明副委員長 出来ますね。

武田正道委員 敢えて、決める必要無いと思いますし、そのまま報告していいんじゃないですかね。

飯田 明副委員長 今千葉委員の方からちょっと「持ち帰る」ということは、検討を個人的にしたいということですね。

千葉伍郎委員 それも含めてです。

飯田 明副委員長 ただ、今日の段階では、多数の方、ほぼ多数になりますけれども、二つ目の項目については、「新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする」ということで、一応この部分では一つの決定を見たということにさせて頂きたいと思います。

千葉伍郎委員 それはダメです。それは……。

飯田 明副委員長 いや、今日の段階で。

千葉伍郎委員 いやいや、だから、ダメですよ、それは。

飯田 明副委員長 ダメというと……。

千葉伍郎委員 今少なくともその意思表示は、「時間を貸して下さい」と、こう言っているんですから、それは、決めてしまったらね、どこでどうするんですか、それは。

飯田 明副委員長 いや、ここの。

千葉伍郎委員 いや、ここで、だって……。

飯田 明副委員長 違います。この部分で上がった案件を一度、要するに、「棚上げ」と言うとおかしいですけれども、今日の段階では、その部分で一つのアイデアが出たということですので。で、よろしいんじゃないですか。

武田正道委員 次回、そっから始まるということでしょう。ね。そこから始めようというんでしょう。次回、ゼロからじゃなく。

飯田 明副委員長 はい。

そういうことでよろしいですか。要するに、検討はやっぱりされたいということですので。

敢えて、ここでどうこうするというのではなくて、いいですか。

津藤國男委員 時間置いてさ。

中嶋太一委員 少し水を入れましょう。

飯田 明副委員長 水を入れる。

津藤國男委員 3番までやんですか。

飯田 明副委員長 3番までは。

ちょっと休憩します。済みません。

午後10時27分 休憩

午後10時29分 再開

飯田 明委員長 済みません。それでは、ちょっと再開させて頂いてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ええとですね、やっぱりこれも一つの協定項目の中での一つの委員会としての意見集約した上での一つの、1番目、2番目、まあ2番目については今話し合った訳なんですけれども、ちょっと事務方の方とも相談しまして、千葉委員ですね、「持ち帰る」と意味で、ちょっとそこら辺の内容を確認した方がいいのではないかと。私もちょっとそう思いましたので。要するに、ここの文言の部分だけの話ですよ。その分で持ち帰るといのはどういうことか、もう一回ちょっと確認をさせて頂きたいんですけども。新たな対案を持ってくるとかなんとかという意味ではないということですか。

皆さんは持ち帰りはしませんね。(「しない」「重たい」の声あり)

よく考えてみると、千葉委員の方で、やっぱりその部分で何か見解の相違に当たるのか。私はそうではないと思うんですけど、単に文言の部分での話だと思うんですけども、よく考えてみますと、持ち帰られてもちょっとある意味では困るかなという気もした訳ですね。これでまた協議が進まないようになるのも、私は、事実は困るかなという部分です。

ですから、次回再開した時に、その部分で、皆さんが「それでもやっぱりいい」という部分の総意があるんだっただらば、一応これは小委員会の方ではこういう部分で決まったということを出したいとは思うんですけど。(「出すと、また変わるんじゃないですか。また出すと、また変わるんじゃないですか」の声あり)いや、確認だけです。それは次の時に新たに。他の委員さん達の話ですから。(「意見求めたりするとまた変わると思いますから、それはやめて下さい」の声あり)はい。

千葉委員、ご回答無いですね。

千葉伍郎委員 どのように解釈してもらってもいいですよ。今言えば、今度は「ああ言えばこう言う」となる。

飯田 明副委員長 そうですね。

それでは、私の方で判断させて頂きまして。

今日はですね、大体流れとしては、もう1項目め、まあ、ちょっと「当分の間」という部分での文言等についてはまだ気にかけてますけれども、二つ目までは大体議論は尽くしたと思います。それで、結果等についてはもう一回、二つ目持ち帰るといの方が1人いらっしゃるんですけども、基本的には、この案をこのまま、次回の小委員会にですね。そして、それを皆さんにもう一回諮った上で承認を頂くような形をとるかと思います。

それで、三つ目の項目なんですけれども、これは、時間的にこういう時間ですので、どうしましょうか。ここではやっぱり議論を次の小委員会の方に、要するに、移してやった方がいいのかなという。皆さんの体力的な部分とかあるかと思うんですが。はい、この次に3項目めについては持ち越すということでもよろしいでしょうか。(「はい」「この次にして下さい」の声あり)

はい。次の議会なんか皆さんご苦労でしょうから。やっぱりこういうのは時間をかけてきっちり決めていくべきものという解釈で進めていきたいと思います。

2) その他

飯田 明副委員長 そうしますと、あと、いつかですね、日程的には。ちょっと事務局の方からちょっと、提案してもらってよろしいですか。とりあえず事務局の提案があれば。

濁沼事務局次長 それではですね、前の委員会のスケジュールの関係だったんですが、初めは4回の小委員会と、で、5回の予備日を11月の下旬ということにしておったんですが、そういうことで1回ちょっと延びてしまいました。

ただ、当初の予定からいきますと、11月の27日の第8回の協議会に報告をしていきたいというふうに思ったんですが、これは非常に難しくなりました。

予定からいくとですね、第9回の12月11日にはできれば報告をしていきたいという部分なんですが、これもその次回の委員会のどのような議論が出て、集約なるかによりますが、それはそれとしまして、次回の開催日についてご議論頂きたいと思います。

ただ、内容からいきますと、12月の11日の委員会報告、協議会に委員会報告できるかどうかですね、これはその内容によって、次回の協議内容によって、一応第9回もしくは12月25日の第10回に提案するというようにしたいと思います。一応予定から言いますと、12月の11日の第9回の協議会に提案をするという前提で、全員で一つご調整を頂きたいと思います。

次回はですが……、ただ、各議員さん方ですと12月の議会が入っておりますから、その辺の議会との調整も踏まえますと、やはり日中の開催は無理かなと。今回の夜間か、土曜日、日曜日でも開催かなんていう感じがしますけれども、その辺は、皆さんの考えとしてはどうなのか。

日程協議中

飯田 明副委員長 12月の8日の7時でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）じゃあ、12月8日の7時ということ。（「場所は」の声あり）

飯田 明副委員長 場所は連絡でしょうからね。

濁沼事務局次長 それでは、次回の小委員会、第5回目12月の8日月曜日になります。午後7時から。場所については、これは、会場の手配がありますから、確保し次第また通知を差し上げます。

飯田 明副委員長 ということで、じゃあ、12月の8日の7時。それで、あと、通知は事務局の方から来るかと思しますので、そのつもりで、皆さん、残されたもう一つの、ちょっと1項目めも少し残ってはいるんですけども、この内容について、ええとですね、マジョリティーといいますが、皆さんの調整した意見のまとめに入りたいと思いますので、その時、また私であれば、お一人お一人の皆さんから意見を頂戴したいと思いますので、よろしくご吟味のほどお願いしたいと思います。

濁沼事務局次長 一応ですね、もし、次回の12月の8日の委員会の中で最終的な意見集約ができましたら、できましたら、できたすればですね、できた場合には、12月11日の協議会に小委員会報告ということで提案をさせていただきます。もし、集約ならない場合には、次の協議会に提案したいと思います。

飯田 明副委員長 ただ、大変なようですけども、協議会では、他の所は大体8回ぐらい、新市の庁舎位置について協議しているところもありますのでね、それから比べると、いや、それだけやっぱり皆さんの方で話をきちっと、自分の意見を述べた上でやっぱりまとめていこうということだと思いますので。

4. 挨拶

千葉事務局次長 では、副委員長さんの方からちょっとご挨拶ということで。

飯田 明副委員長 省略させていただきます。

5. 閉会

千葉事務局次長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。

午後10時44分 閉会